



書(茨城県議会) (第二二六七号) 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見 書(長野県議会) (第二二六八号)	雲南省議会(第二二八四号) 地方財政の充実・強化を求める意見書(佐賀県 議会) (第二二八五号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(大津市議会) (第二三〇四号)
軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見 書(岡山県議会) (第二二六九号)	地方財政の充実・強化を求める意見書(大分県 議会) (第二二八六号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(大分県議会) (第二二八七号)
軽油引取税の課税免除の継続を求める意見書 (長崎県議会) (第二二七〇号)	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見 書(宮城県多賀城市議会) (第二二七一号)	地方財政の充実・強化を求める意見書(鹿児島 県霧島市議会) (第二二七八号)
厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見 書(宮城県多賀城市議会) (第二二七一号)	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見 書(宮城県西海市議会) (第二二七三号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(北海道新冠町議会) (第二二七八九号)
厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見 書(宮城県西海市議会) (第二二七三号)	国勢調査での同性カップルの取扱いに関する意 見書(神奈川県逗子市議会) (第二二七四号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(北海道議会) (第二二七八八号)
受動喫煙防止のための分煙環境整備に地方たば こ税を活用することを求める意見書(長野県松 本市議会) (第二二七五号)	受動喫煙防止のための分煙環境整備に地方たば こ税を活用することを求める意見書(長野県松 本市議会) (第二二七五号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(福島県議会) (第二二九〇号)
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財 政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求め る意見書(静岡県熱海市議会) (第二二七六号)	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財 政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求め る意見書(静岡県熱海市議会) (第二二七六号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(埼玉県上尾市議会) (第二二九一号)
石灰石等鉱物掘採事業用燃料に係る軽油引取税 の課税免除措置の継続を求める意見書(山口県 議会) (第二二七七号)	大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために 必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減 災事業債」の期間延長を求める意見書(大阪府豊 中市議会) (第二二七八号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(千葉県市川市議会) (第二二九四号)
石灰石等鉱物掘採事業用燃料に係る軽油引取税 の課税免除措置の継続を求める意見書(山口県 議会) (第二二七七号)	大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために 必要な施設整備等に活用できる「緊急防災・減 災事業債」の期間延長を求める意見書(大阪府豊 中市議会) (第二二七八号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(埼玉県八千代市議会) (第二二九五号)
地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(神奈川県市川市議会) (第二二九四号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(東京都町田市議会) (第二二九六号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(埼玉県戸田市議会) (第二二九三号)
地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(神奈川県市川市議会) (第二二九四号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(千葉県八千代市議会) (第二二九五号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(埼玉県戸田市議会) (第二二九三号)
地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(神奈川県大和市議会) (第二二九七号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(高知市議会) (第二二三一五号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(鳥取市議会) (第二二三二一号)
地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(神奈川県大和市議会) (第二二九七号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(高知市議会) (第二二三一五号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(鳥取市議会) (第二二三二一号)
地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(岐阜県寒川町議会) (第二二九八号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(岐阜県寒川町議会) (第二二九八号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(鳥取市議会) (第二二三三三号)
地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県稲沢市議会) (第二三〇〇一号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県稲沢市議会) (第二三〇〇一号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(富山市議会) (第二二九九号)
地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県知立市議会) (第二三〇二号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県知立市議会) (第二三〇二号)	○石田委員長 これより会議を開きます。
地方政府の充実・強化を求める意見書(福井市 議会) (第二二八一号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(岐阜県多治見市議会) (第二三〇〇号)	内閣提出、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
地方政府の充実・強化を求める意見書(福井市 議会) (第二二八一号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(岐阜県多治見市議会) (第二三〇〇号)	参考人出頭要求に関する件
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	は本委員会に参考送付された。
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	●
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	本日の会議に付した案件
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	政府参考人出頭要求に関する件
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	参考人出頭要求に関する件
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	は本委員会に参考送付された。
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	●
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	○石田委員長 これより会議を開きます。
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	内閣提出、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	参考人出頭要求に関する件
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	は本委員会に参考送付された。
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	●
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	○石田委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
地方政府の充実・強化を求める意見書(島根県 議会) (第二二八三号)	地方政府のデジタル化の着実な推進を求める 意見書(愛知県長久手市議会) (第二三〇三号)	そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官奈良俊哉君、総務省自治行政局長高原剛君、自治行政局選挙部長森源二君、自治財政局長内藤尚志君、情報流通行政局長秋本法徳君、情報流通行政局郵政行政部長佐々木祐二君、厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官達谷窟庸野君、厚生労働省大臣官房審議官富田望君、中小企業庁事業環境部長飯田健太君及び国土交通省大臣官房審議官望月一範君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○石田委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

○石田委員長 质疑の申出がありますので、順次これを許します。山花郁夫君。

○山花委員 立憲民主党の山花郁夫でござります。

きょうは、郵便法等の一部改正案について質疑をさせていただきます。

今日の会話をうつしよ、郵便法等に關する二つ

少し振り返りから始めたいと思いますけれども、もともと小泉郵政民営化というのがありますけれど、当時は反対の立場で議論させていただきました。今の郵便局のネットワークというのは非常に公益性も有しているということからすると、民営化というのはどうなんだろうという思いがありましたし、今でも、エコノミーながらやつていただいているという特殊な形になつております。

当時の民営化は、五分社化でありました。実

際、スタートしたところ、当時の小泉総理が言つていたようなバラ色の形にはなかなかならず、実際にいろいろな弊害がありました。

例えば今回のこの郵便のことでいようと、会社が別の会社になつていましたから、配達に行つて、郵便局ですと言つちゃいけないみたいな話が、それはもう郵便事業会社だからといふことで、現場も本当に、仕切りがつくられたりとか、そんなことが起つります。また、実際に動かしてみると、なかなか将来展望としても厳しいのではないかというのがありまして、その改正ということが議論になつたわけです。

当時、民主党政権でしたけれども、郵政改革法というものが、政府提出の法案で出されておりました。これもなかなか、いろいろな議論がありました。その政府提出の形では通りませんで、与野党の協議の中で、議員立法で改正郵政民営化法ができ上がつていつた、こういう経緯がありました。

そのとき、私も交渉担当者でありまして、当時、自民党は、今国対委員長をやられている森山先生とか赤澤先生、また公明党からは斎藤先生がいらっしゃいまして、役所の人を入れないで、こちら側は武正公一さん、田島一成さんと、六名でずっと協議を重ねていつて今の法律になつている、こういう背景がございます。

何が言いたいかというと、今の形態について私自身も少し責任がある立場であります。そういう中で、今回、郵便法等の一部改正、こういうことでありますので、そういった思いも込めて質疑をさせていただきたいと思います。

今回、郵便に関してということですが、今、公益性ということについて少し触れさせていただきました。最近では、いろいろ議論はありましたが、マスクの配布も郵便局にやつていただきまして、特定定額給付金関連の郵便の配達であるとか、あと、私は東京の議員なんですが、東京では「東京防災」という冊子を全戸配布ということも、これも郵便局にやつていただいたということがございます。

非常にやはり、そういう意味での公共性といふものは、そういう側面が、今民間の会社ではありますけれども、担つていただいていると思いますし、また、東日本大震災のときに、当時、私は外務大臣政務官を務めていたんですが、どこ役所のということではなくて、みんなで手分けしてやろうということで、岩手県の災害対策本部の本部長も務めていた時期がござります。そのときに実際に目にした光景ですけれども、恐らく御自身も被災されて、あるいは御家族も被災されているんだろうと思思いますけれども、そういうふた方々のところにあの赤いバイクが走って手紙等々

そういう中で、郵便に限らず、ちょっと、郵政事業の果たす役割について今後どのような期待をされているかということについて、御認識を伺いたいと思います。

○武田国務大臣 当初、民営化に移行するに際し、一番議論が分かれたのが、果たして、民営化することによって、二万四千局のネットワーク、そしてまたエニバーサルサービスというものが維持できるか、特に、高齢化の進む地方、そして中山間地における郵便局の役割というのは非常に大きなものがあつて、生活のインフラとなつてゐるわけで、これが本当に守れるかどうかということですが、一番大きな焦点だったのではないかなど思つております。

非常にやはり、そういう意味での公共性というものは、そういう側面が、今民間の会社ではありますけれども、担つていただいていると思いますし、また、東日本大震災のときに、当時の外務大臣政務官を務めていたんですが、どこに実際に目にした光景ですけれども、みんなで手分けしてやろうということで、岩手県の災害対策本部の本部長も務めていた時期がございます。そのとき自身も被災されて、あるいは御家族も被災されているんだろうと思いますけれども、そういう方々のところにあの赤いバイクが走つて手紙等々お届けをしていた、こんな姿も拝見をいたしました。

ちよつと郵便のことではないですけれども、郵便局のネットワークということで申し上げますと、私ことで恐縮ですが、私、学生時代は東京ではなくて、下宿生活を送つておりました。京都市におりましたけれども、今思い起こそと、そのとき、こんな立場になると思っていませんでしたから、ちよつと思い起こすとという話なので事実かどうかはわかりませんが、ただ、友人なども、仕送りは大体郵便局でおろしていただのように記憶をしています。考えてみれば、地銀だとか等々あるんでしようけれども、やはり全国から来ている大学だったものですので、そういう意味では、生活のいわばインフラとしての郵便局というのは非常に重要なんだろうと思います。現在、二万四千からのネットワークというのは、これは地方の方々にとっても極めて大事なインフラであると思います。

そういう中で、郵便に限らず、ちょっと、郵政事業の果たす役割について今後どのような期待をされているかということについて、御認識を伺いたいと思います。

○武田国務大臣 当初、民営化に移行する際にし、一番議論が分かれたのが、果たして、民営化することによって、二万四千局のネットワーク、そしてまたユニバーサルサービスというものが維持できるか、特に、高齢化の進む地方、そして中山間地における郵便局の役割については非常に大きなものがあるって、生活のインフラとなっているわけで、これが本当に守れるかどうかということころが一番大きな焦点だったのではないかなと思っています。

今、もう民営化になりました。そして、いろいろな選択肢というのは経営形態に対応してあるわけでありますから、やはり民間会社として徹底した努力をもって、当初の目的どおり、このユニバーサルサービスというのは維持していくかなくてはならないわけでありますけれども、とにかく、民営化になつたとしても、地域に役立つ取組というもののをおのずから積極的にやつて、それをいかにして地域活性化につなげていくか、生活インフラをキープしていくことにつながるかということをしっかりと認識した上での責任を果たしていくだけだと思います。

○山花委員 恐らく、これは郵便局に限らず、いろんな企業でもそうだと思います。今までと同じことをずっとやっていればそれで生き残れるのかなあ、郵便関係、相当苦戦をしているというのも実際のところだと思います。

ただ、これは後ほど議論もさせていただきたいと思いますけれども、外国の例を見ていても、なかなか、郵便関係、相当苦戦をしているというのを実際のところだと思います。

そういう中で、先ほど申し上げたように、本當にいろんなインフラとしての機能を持っておりまます。今、大臣からもお話をありました。当時、本

当に維持できるんだろうかということについて、私たちは当時反対の立場でしたので、大変懐疑的な立場でした。特に、本当に過疎の地域になれば、収益性ということでいうと相当厳しい、けれども、インフラとしての機能というのはちゃんと評価しなきやいけないよねど。そのこと自体は否定されないとすると、委員の皆さんの中にも消防署や警察があると思いますけれども、公の仕事というのは、例えば消防車や救急車というのは、圧倒的に待機している時間が長くて、ワークしている時間というのはほとんど短いんだけれども、だからといって必要ないよねという話にはならないのと同じように、過疎地の郵便局だって、収益性はどうかなと思うけれどもということを考えると、やはり公共性というか、当時は、だからこそ公でやるべきだという議論だったわけですけれども、それを、くどいようですが、今、民間の企業にやつてもうつっている。

こういうことでありますから、後ほどユニバーサルサービスについても議論させていただきたいと思いますが、そういう意味で、公共性を担わせるということ民間の企業が行うということは、ある意味なかなか厳しい、二律背反とまでは言いませんけれども、なかなか両立することが大変なことがあります。そこでですけれども、これは総務省の担当の方で結構ですが、外國では、税制上の優遇措置であるとか、あるいは補助金を投入するなどをしてユニバーサルサービスを担保しているというケースがありますけれども、どんなものがあるのかということについて、少し御紹介いただきたいと思います。

○佐々木政府参考人 承知している範囲でござりますけれども、英國では、郵便局ネットワークの近代化及び過疎地域での郵便局ネットワークの維持のための補助金 イタリアでは、ユニバーサルサービス負担の一部に対する補助金、フランスでは、郵便サービス網を維持するための地方税の免

税措置があるものと承知しております。

○山花委員 今そういった御紹介がありましたけれども、ほかにも、そういった形とは別に、例えば、ドイツでは二十キログラム以下の小包につい

て付加価値税を免除したりとか、イギリスでもユーニバーサルサービス対象の郵便サービスについては付加価値税が免除されている。フランスでも同様です。こういった形で取り組まれているところがあります。

実は、先ほど森山先生とか名前を出しましたけれども、当時も、こういったことができないだろうかということについては我々も議論させていただいたんですけれども、落ちついたところは、いやいやということ、金融などについてもユニバーサルサービスはかかるが、郵政の方で頑張つてもらつて、自分の収益でそれをということで決着がついたというのが経緯なんです。

今、外国の例について御紹介いただきましたが、これは国内でも、例えば、電気とかガス、水道だとか交通、あるいは通信などについても、国民の日常生活とか経済活動に必要不可欠なサービスだとか財を提供している事業については、ユニバーサルサービスを中長期的に可能とするために何らかの措置を講じているというのも見受けられます。

例えば、電気の配達事業だと都市ガスの導管事業、あるいは水道などについては、参入規制をして地域独占というのを保証するというのが一つのあり方ですし、また、公共交通については、国や地方自治体からの補助金が入れられているケースがあります。最近ですと、コミュニティーバスなんというものが割といろいろな地域でも見受けられるようになりました。

また、水道、交通の場合には、公共部門によつて直接供給をしているケースがあります。東京ですと都営交通がござりますし、委員の御地元でももしかすると市営地下鉄とか市営交通がある地域もあるのではないかと思います。また、だんだん減つてはきていますけれども、固定電話につ

いても、同業他社から拠出される基金を交付して、これも、まさに当委員会に関係しますが、ユーニバーサルサービスをいつまでやっておられます。

税制上の優遇措置だけではなくて、いろいろな形でのこうした取組があるということについて、当時も議論いたしましたが、諦めいませんと言ふのもなんですけれども、まだこれは検討する必要はあるのではないかと思っております。

このことについてはちょっと最後にまた触れさせていただきたいと思いますけれども、ちょっとと法案の中身に入つていきたいたいと思います。

今回の法案では、配達日数が減ることになります、現行よりも。そういう意味では、サービス水準が、部分的にですけれども低下をするということが意味するわけです。

日本ですと、これだけ連日配達していただいていることが、我々としては何か当たり前のようないい感じがしてしまつておりますけれども、必ずしも何かそうではないのだなということを外国のケースを見ると、感じるわけですが、外国における郵便物の配達頻度だとあるのは送達日数はどのようになつてあるかということについて、これは活性化委員会等でも議論があつたようですねけれども、少し御紹介いただけますでしょうか。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

諸外国における郵便物の配達頻度につきましては、我が国を除くO E C D 加盟国三十六カ国中、週六日の配達を実施しているのは、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの四カ国ということがあります。ヨーロッパでは、郵便サービスに関するE U指令において週五日が基準とされておりまして、二十七カ国中二十四カ国が週五日の配達ということになつてござります。

また、北欧では、ここ数年、送達日数の見直し

ハワイなどについては四日から五日かかるというのもと承知しております。

なお、送達日数に関する品質目標ということでおざいますと、イギリスでは、ファーストクラスで一日が九三%，セカンドクラスで三日が九八・五%，フランスでは、プライオリティーメールで一日というのが八五%，レトル・ベルトで一日で九四%，そういった品質目標値となつてございま

す。

○山花委員 今御紹介があつたとおりでございまして、ちょっと若い先生はどうかわかりませんけれども、私がまだ学生とか子供のころは、速達で出すと翌日着くというのが郵便がありました。最近は普通に翌日に配達していただいたりとか、これまでの頻度で配達されているというのは、外国のケースを見ても、品質であるとか値段についても相当いい線をいつているというか、そういう評価ができるのではないかと思います。

また、一応、五日というのを守つていては、五日、毎日配達には出でていますよ、ただ、行つてゐるエリアは、月曜日はこのエリア、火曜日はこのエリア、水曜日はこのエリアといふことで、受け手側からすると毎日は配達してもらつていいというようなところも出てきていると承知をいたしております。

そういう状況でありますけれども、それでもなお、なかなか郵便については厳しいということでお、こうした国、特にヨーロッパなどでは見直しの動きがあると承知をいたしておりますけれども、このあたりについても、どのような御認識をお持ちなんでしょうか。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

配達頻度につきましては、アメリカ、イギリス、ドイツでは、それぞれ、政府側、郵政事業側で週六日の配達の見直しの動きがあるものと承知しております。

また、北欧では、ここ数年、送達日数の見直し

が行われおりまして、例えばスウェーデンで

は、二〇一八年に通常郵便物の原則翌日配達が原則翌々日配達に変更されています。

○山花委員

つまり、よその国でも今の事業を維持することに大変苦心しているという様子もうかがえます。

これは、もしかすると鶏が先か卵が先かみたいな話なのかもしませんが、配達日数を減らすであります。あるとかサービス水準の引下げを行いますと、これがまた更に引下げということにつながっているようにも見受けられますし、郵便離れを加速してしまうのではないかという気がいたします。

確かに、今、Eメール等が随分発達しておりますので、全体的なトレンドとしては減少していくということはある程度やむを得ないのかもしません。ただ、やはり手紙なりはがきというのは一つの文化だと思いますし、私の選挙区で狛江市といふところは、絵手紙というのを一生懸命推薦しております。絵手紙発祥の地ということで、皆さん御存じですかね、水彩画とかあるいは色鉛筆などで絵を描いて、絵日記のような形のものでお手紙書いて。

先日、狛江の文化祭で、小池邦夫さんという方が始められたということなんですが、その展覧会がありましたけれども、時節柄コロナのことが話題になつてお手紙がありましたけれども、やはり、おじいちゃん、おばあちゃんとお孫さんとのやりとりみたいなのは本当にほほ笑ましく思いましたし、そういった文化というのは大事にしていきたいなと思います。

そういつたことから、できるだけ今のサービス水準といふのは下げるといふのはしない方がいいのではないかと思いますし、先ほど申し上げましたように、これは大臣に所見を伺いたいんですが、よその国は、本当にどんどんどんどん、一回下げるといふのがいいのか、もうちょっといけないかみたいな感じになつてているように見受けられますので、見直し後のサービス水準、これを維持する必要があると私は思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○武田国務大臣 全く私も同感であつて、見直し後の水準といふのはこれは維持してもらわな困る

というふうに思つております。

今、さまざまさうした改革をやつておるんであります。しかし機械の配備でありますとか、A-Iの活用による配達ルートの最適化、こうしたことを通じて業務の効率化を図つて、これによってサービス水準といふものを維持していかざるを得ないのであります。

○山花委員

ありがとうございます。

区分機もそうですね。今、大型のものがふえてきているので、一発でいかないで、後で手作業でということが発生していることもあります。ただ、それとしても、なかなか、それを入れたといふことでどれぐらい維持できるのかなというのちよつと心配はいたしております。

○山花委員

ありがとうございます。

う方策が一つあつたんだしようけれども、今回どちらで働いているんですけれども、他方で、郵便料金を引き上げるという選択肢もあつたのではないかと

さて、今こうした議論をさせていただきましたが、選択肢として、配達日数について減らすといふ方策が一つあつたんだしようけれども、今回どちらで働いているんですけれども、他方で、郵便料金を引き上げるという選択肢もあつたのではないかと

思います。

この間、かなり長い間にわたって、特に封書に

ついては値上がりがされておりません。消費税に伴つてといふのはありましたけれども、はがきについては、少し前に、四十円から五十円、五十二円といふのがありました。

そうしたことも一つの問題かなと思います。

そういふことを言つておられる方いらっしゃいます。

選択をとられているということなんですが、背景には、今、郵便局の職場での労働環境だと、地方の郵便局で聞いても、要員がなかなか足りない

かつたりとか欠員が出ているというような話も

伺つております。こういったことについて、総務省とあと会社側、両方に伺いたいと思いますが、

まず総務省の方に。もし仮に法案が成立して、週五日配達とか送達日数の緩和が実施された場合に、労働環境はどういうふうに改善されると見通しておられますでしょうか。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

情報通信審議会の答申によりますと、週六日配達が五日に緩和され、土曜日の配達が休止になることによりまして、現在土曜日の郵便物の配達を担当しております約五万五千人のうち、約八五%に当たる四万七千人が、平日における郵便物の配達や荷物の配達に再配置することが可能となります。

また、送達日数の緩和によりまして、現在深夜

の時間帯に郵便物の区分作業を担当しております約八千七百人のうち、約六四%に当たるおよそ五千六百人が、昼間の時間帯における郵便物の区分業務や荷物の処理に再配置が可能となるというこ

とでございます。

荷物を含めまして、郵便・物流事業全体では、

週五日配達への変更後の土曜日の配達担当者数、また送達日数の見直し後の深夜帯の勤務者数は、現在の配置人員からそれぞれ五割程度となるものと見込まれ、超過勤務の時間につきましても一人

一月平均で約一割の縮減が見込まれておるところ

でございます。

○衣川参考人 お答えを申し上げます。

ただいま総務省からも御説明がございましたが、土曜日の配達を休止することによりまして、なるべく平日に働いて週末を休める形とし、世間一般的な生活パターンに近づけることができるところ

でございます。

また、送達日数の緩下げによりまして、深夜帯

の勤務から昼間帯、昼間の時間帯に勤務する社員がふえることになる、このように考えてございま

す。

○山花委員 一応そいつた見通しだということ

がふえることになる、このように考えてございま

す。

私も先日、東京多摩郵便局というところで、現場で働いている方々に、今度こういう法案が出るんだけれどもどう思うというような話で、話を伺つてきました。現場で働いている方々です。どんなん人が減つてきて要員不足が慢性化しているのだというお話をだとか、九時から九時の勤務が当たり前になつてきているというようなお話を、つま

り、今御指摘があつたように、残業だとかそういうことがありますので、今回の緩和されますよといふ説明だったと思いますが、ただ一方、そのことはそのことで大事なんだけれども、本当にこれをやつたときに、ゆうメイトの生活が確保できることかなというふうなことを言つておられる方もいらっしゃいました。

また、今お話をあつたとおり、できるだけ土日

が休めるようになつることは、それは否定するものではないですし、深夜ずっと働いているのがいとと言つても全くないです。それは是正すべきだと思いますが、ただ、実際に働いている方々の声としてなんですが、生活を維持するためにいわゆる泊まりといふのを選択していて、例えば、十時間勤いたことになつて超勤がついているからこそ、だから生活が成り立つてゐるのだと。そういう働き方がいいと言つてゐるんぢやないですか。現在、そいつた人が現に働いてゐるのだと

いう話でありまして、これが、内務深夜帯勤務者の再配置ということで、例えば、昼間の時間帯に再配置され、四・五時間勤務よといふ話になつたときに、それは働き方としては楽になるかもしれないけれども、これじゃ生活が成り立たないと

いうような声もありました。これはちよつと氣になつたなという話なんですが、既に、こういつたことがされるということを

見越して、ちょっとと固有名詞を挙げてしまいますが、アマゾンの方が待遇がいいからといふこと

側としてもやつていただきたいと思います。所見  
があればお願ひいたします。

だつたと思いますし、今回はそれをとらずに配達

これが郵便屋の誇りつてもんよと言つていました。

○新谷副大臣 お答え申し上げます。

法のときはも 選択肢が二つ二つと二つ  
あつてと云ふことで、つまり、信書の概念でく

うことで、昔は年賀状が配達てきて「一人前だと俺たちのころは言っていたんだ」というような話

が維持できるような職場であってほしいと思いま  
すが、また他方、今の働き方を改めなきやいけな  
いんでしようけれども、今の働き方、そしてそれ  
によって得られる対価を前提として生活設計して  
いるという職員がいることもまた事実であります。

りまして、日本郵便株式会社の社員の皆様のワーケーション・ライフ・バランスの改善、あるいは、よく医生委員とかをされていらっしゃることも多いのですから、地域活動への参加が進むものと期待をしておるところでございます。

う選択肢があつて、私は今でもちよつと重さとかうがあるのであるいは重さとか大きさでくるのかといふのがあります。一年間で年賀状しか郵便が届かなかつたのであります。それで地域振興券は信書として扱われるのよみがれども地域振興券は信書として扱われるのよみたいなことが、何なんだみたいな議論もかつてございましたが、そのときのことを別に今議論しようということではありません。後で振り返つたと書いたりしているところもございますけれども、あと、ちよつと地方だとわかりません、東京でありますと、名前を今は掲示していなかつたりとすると、何とか莊とか、やや古いアパートなどになります。人々、集合ポストでも名前を書いていない人がいまます。時々、郵便局の人が、ちよつとそこで名前を書いたらしくしてあるのです。

は、それは労使の交渉とかそういうったことで決めることで、余り政治の側が口を出す話ではないとは承知はいたしておりますけれども、こうしたことはしっかりと丁寧な対応というものをやっていただきたいと思いますけれども、見解があればお答えいただきたいと思います。

また、先ほどおっしゃつておられるような再配達の問題置とかも、そういったこともありますし、個々の社員の皆様の勤務に対する希望とかもあると思いつますので、そこは一人一人丁寧に対応していただきけるようにお願いしてまいりたいと思っておりまます。

きに、あのとき料金の方をとつておけばよかつたなどということにならないように、ぜひお願ひをしたいと思います。

さて、だんだん時間も迫つてまいりましたが、冒頭の話に少し戻りたいと思います。

公共性についてなんですが、まさに郵便のことに関してでありますけれども、私ことで恐縮でございますけれども、もう二十年前以上になるんですけど、私が結婚したときに妻のおじいちゃんがお手紙を妻に書いてくれたんですけれども、それが

そういう仕事だということで、つまり、やはり人の気持ちを届けたりとかそういう仕事ですから、余り現場で働いている方が、採算性だとか、あと、こうひう、ことをやるともうかるかもうからないかみたいなことを考えるような職場といふのもどうなのかな。そうはいっても民間企業ですから、そういうマインドは持ちながらも、それでも公共性といふことについては、マインドとしては持っていていただきたいと思います。

夜帯の勤務を希望する非正規社員の方もいると認識をしておりまして、あらかじめ意向の確認を行つた上で、希望する方については、深夜帯の仕事が全然なくなるというわけではありませんので、深夜帯の荷物や速達などの任務へ配置するなど、雇用にかかることがないよう丁寧に対応してまいりたいと考えております。

となかなかというケースは間々ございます。要するに、数字上はこれだけの、配達日数は減らして再配置すると、数字の上ではうまくきれいになるとだけれども、実際に働いている方の希望だとからいろいろなことで、それは嫌だみたいな話が出てくると、なかなかはまらないケースもあるといふのも間々ございますので、ぜひ、特に今働いてい

また、深夜帯から居間、昼間帯にシフトする場合に夜勤手当が支給されなくなります点につきましては、意向を確認する際に丁寧に説明をしてまいりたいというふうに考えてございます。

る方々の処遇等々についても、希望等、丁寧に対応していただきたいと思います。さて、今回こういった形で、処遇の改善等もとで、配達日数を見直す、こういうことでござります。冒頭少しお話をいたしましたけれども、選択肢としては、料金のお話、料金のこともあるかもしれませんというか、サービス水準を維持した上で料金をというのも一つの考え方

も間違つていいたんですけどね、届きました。これを見て私の妻が、いや、郵便局の人つてすごいねと言つたときには本当にうれしい気持ちになりましたけれど。

このことを、局で働いていて、前に労働組合の役員をやられていた方で、郵便屋さんから組合役員をやられた方なんですけれども、こんなことがあつたよというお話を、感謝を伝えたところ、そ

的でこれが政治理論全体が何をする。やはりこの郵政事業全体が何でこれが政治理論になつたりとか課題になるのかということはどうと、やはりこれは国民の大いな財産だよねということ、これは与野党を問わぬでそういう思いがあるからではないかと思います。

ましたが、どこかの時点ではやはり、今回ではないにしても、見直すタイミングというのはあるんだと思うと思われます。また、ユーバーサルサービスコストについても、きょう今の時点ということではありますけれども、長期的に見たときには、やはりこれは検討しなければいけないことではないかと思います。特に、途中でお話ししましたけれども、民営の会社であるにもかかわらず、郵便料金が自分たちの経営判断では変えられないという仕組みに今なつていてことについてはどうなんだろうと思います。

この協議会が台まつまって、さきの一段落まで

もおかしくはないのではないかと思ひます。

今 の 民 営 化 法 と い う の は、先 ほ ど 経 緯 で 申 し 上 げ ま し た、も と も と は 政 府 提 出 の 法 案、だ つ も の を、い ろ い る な 事 が あ つて、議 員 立 法 の 形 で 民

けれども、例えば限度額の問題についても、は政令事項ではございますけれども、そもそも度額というものが存在しているということを見て、しっかりと今後も、ぜひ与党の先生方と一緒に論をさせていただきたい。そのことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

払つていなかつた各種税金、固定資産税とかある  
いは道路占用料とか、あるいは預金保険機構への  
支払いとか、そういうものが出てくる。今や、  
皆さん余り御存じじゃないですが、そういう負  
担とか義務の部分は全くイコールフットティングな  
んですね。民間会社ですから、全く民間に等しい  
んですよ。

はありますせんけれども、長期的に見たときには、やはりこれは検討しなければいけないことではなあいかと思います。特に、途中でお話ししましたけれども、民営の会社であるにもかかわらず、郵便料金が自分たちの経営判断では変えられないといふ仕組みに今なつていてことについてはどうなんだろうと思います。

この協同組合が台走りまして、さきの一段落まで

ぜひ御議論いただきたいと思います。

○石田委員長 次に、奥野総一郎君。  
○奥野(総)委員 立憲民主党的奥野総一郎でござ  
います。

武田大臣、よろしくお願いいたします。また、  
きょう、各土の土長がお見えでございますまい、

一方で、経営の自由度の縛りが残っている。とりわけ金融部門ですけれども、二重の認可があつたりして、貸付けもいまだにできない。このマイナス金利下で、どうやって運用だけで稼いでいくか、こうした心配があるのです。

も、携帯の料金についてちょっとと議論がありまして。まさに、民間の会社の料金について政府が言うのははどうなんだろうみたいな議論だったと思います。もちろん反論はあるんだろうと思いますけれども。ただ、これは逆のパターンですよね。郵便の料金については、民間の会社であるにもかかわらず、それは自由に変えることができないといふことが本当にいひんどううかと思ひます。

の見直しもどこかのタイミングが必要なが、どうなるかも知れません。また、ユニバーサルサービスの公的負担のあり方というのも私は検討が必要で、はなかいと思いますけれども、この点について、どのような御認識をお持ちでしようか。

○武田国務大臣　今回のこの改正も、日本郵便の申出があった、それに対して情報通信審議会で検討されて、その答申に従つて発案したものでありますけれども、いずれにせよ、こうした改正とい

私は、今まで余り郵政は質問してこなかつたんですね。旧郵政省出身ということもありまして、平成十年のいわゆる行革に伴う全額自主運用、資金運用部への預託廃止法案とか、それから、あつという間になくなつてしまつましたけれども、日本郵政公社法とかを自分で書いて、取りまとめをやつたりしていた経緯があります。もちろん民営化も、おつき合いください。

いたといふことなるを聞いてそれ  
こうした制度の縛りがきつく、しかも、株式  
会社ですから、配当を出しながら、利益を上げな  
がら、株価を維持しながら、ましてグループ全体会  
として四兆円の復興資金を稼ぎ出さなきやいけな  
い。非常にきつい縛りを負いながらやつていかな  
きやいけない。そうしたひづみが今般のいろいろ  
な不祥事につながつたんじやないか。もちろん、  
ガバナンスの問題、経営陣の問題もありますけれ

いつかどこかの時点で、やはりこうしたものについても経営判断で変えるようができるということも必要なのではないかと思いますし、また、例えば一つのアイデアとして、郵便料金について自分で決めて、それを支払うことで、郵便局の運営が変わることによって、より多くの人に利用してもらおうとするなど、いろいろな点で、これまでとは違う形で、郵便局の運営が変わることがあるかもしれません。

うのは、日本郵便の方が将来にわたって安定的なユーニバーサルサービスの提供を維持するために改正するものであろう、このように思つております。

化のときも、いろいろな観点から、当時の麻生大臣にお仕えしつつ、問題点の指摘などもやっていたということもありまして、この問題をずっとやってきました。当選後も、当時は、二〇〇九年

ども、同時に、そういうふうに会社を追い込んでいったのが今の制度の仕組みじゃないかというふうに思います。

由に決めるべきものとしたとしても、今垂便にて三種郵便、特に四種郵便、特に四種郵便については障害者の方々とか公共的なものを担つてますから、例えばそこに関しては補助金制度を入れるとか、そういうふたスキームもあつてもし

やはり将来の経済が渋っておりますとか経営状況とか環境ということを今断定的に申し上げるところができないわけでありますけれども、そうしたユニークサービスが自分たちの力だけではどうしても維持できないというとき、そうしたとき

年一期生でしたけれども、改革法案ということで討論に立つたり質問したりしてきた経験もあります。ということで、思い入れはあるんですが、これまで余り、近いがゆえに質問してこなかつたんですね。

がこの間、先日発表されましたけれども、郵政グループ全体として、この決算、どうだったんでしようか。よかつたのか悪かったのか。当然、コロナ禍ですから厳しいとは思います、まず、総

かるべきではないかと思います。

やはり将来の経済状況とか経営状況とか環境ということを今断定的に申し上げることはできないわけでありますけれども、そうしたユニークサービスが自分たちの力だけではどうしても維持できないというとき、そうしたときに申出があれば、幅広い検討を我々もしていきたい、このように考えております。

年一期生でしたけれども、改革法案などということでも討論に立つたり質問したりしてきた経緯もあります。ということで、思い入れはあるんですが、これまで余り、近いがゆえに質問してこなかつたんですね。

きょう立たせていただいたのは、やはり今、郵政事業全体が危機的な状況にあるんじゃないかなと、いうふうに思います。当時から、当時というのには

がます 現状把握なんですが、どちらの中間決算がこの間、先日発表されましたけれども、郵政グループ全体として、この決算、どうだったんでしようか。よかつたのか悪かったのか。当然、コロナ禍ですから厳しいとは思いますが、まず、総論として増田社長に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○増田参考人 お答え申し上げます。

銀行とかかんぽ生命が日本郵便に業務委託を行う際に支払う手数料、これに消費税が附加されてい るわけでありますけれども、これは公社化されたために発生したということでありまして、前、具体的に行つていたときにはこれは払つていなかつたものでござります。こうしたことからすると、こういう点についても税制上の優遇措置があつて

やはり将来の経済状況でありますとか経営状況とか環境ということを今断定的に申し上げるところができないわけでありますけれども、そうしたユニークサービスが自分たちの力だけではどうしても維持できないというとき、そうしたときに申出があれば、幅広い検討を我々もしていただき、このように考えております。

年一期生でしたけれども、改革法案、ということでも討論に立つたり質問したりしてきた経緯もあります。ということで、思い入れはあるんですが、これまで余り、近いがゆえに質問してこなかつたんですね。

きょう立たせていただいたのは、やはり今、郵政事業全体が危機的な状況にあるんじゃないかというふうに思います。当時から、当時というのは今から二十年ぐらい前からですけれども、公社化のときも議論しましたけれども、どうやってヨーロッパーサルサービス、郵便局を全国津々浦々に配置しながら、そのコストを維持しながら収益を上げていくんだということを、ずっと頭を悩ませてきましたわけであります。

まして民営化されると、それまで国営のときは

がこの間、先日発表されましたけれども、郵政グループ全体として、この決算、どうだったんでしようか。よかつたのか悪かったのか。当然、口ナ禍ですから厳しいとは思います、まず、総論として増田社長に伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○増田参考人 お答え申し上げます。

日本郵政グループ連結の中間決算についての御質問でございます。

経常収益が連結全体で五兆六千三百九十一億円と、前年の中間期比で約三千三百億円の減収となつてござります。

収益面、こちらにつきましては、昨年来のいわゆるかんばの問題での営業自粛がございました。

また新型コロナウイルス感染症の点もございました、大変厳しい傾向が続いているものと認識しております。

また、中間の純利益でございますが、こちらは一千七百八十九億円、前年の中間期比では、五百七十六億円、率にいたしますと二四・四%の減益となつたわけでございまして、いわゆる減収減益、こういうことでござります。

大変厳しい経営環境によつてこういう数字になつた、このように理解をしているところでございます。

○奥野(総)委員 もちろん、郵便の物数が減つたりしている部分については、コロナの問題、社会情勢という部分もありますし、マイナス金利下において非常に運用が厳しいという部分もあります。環境による部分もあるんですね。後ほど触れますけれども、不適切なかんばの販売とかゆであります、まずは、郵便法ですから、郵便の話から入つていきたいと思うんですけれども、経営の、あえて失敗と言わせてもらいますけれども、トールの問題。

これは、この間ちょっと報道発表があつて、売却を目指していくといふことが報道されていました。売却に至る経緯、なぜそういう判断をしたのか。それから、あれはどこそこに売却が決まったという話じやなくて、これから売却をするという発表だつたんですけれども、その見通しは立つてゐるのか。それによつて、じや、收取支にどういう影響が出るのか。もちろん、プラスに出ないとそういうことはしないと思うんですが、どういう見通しを持つておられるのか。衣川社長に伺いたいと思います。

○衣川参考人 お答えいたします。

トール社は、過去に積み重ねてきましたMアンドAにより、パックオフィス等の重複が多く、コスト競争力に弱みがあつたため、二〇一五年の買収後、マネジメントの変更に加え、不採算事業の

売却や人件費削減等の施策を実施をしてまいりました。

しかしながら、オーストラリアにおきまして自社のネットワークを活用して企業間物流を担うエクスプレス事業は、オーストラリア経済の減速や厳しい競争環境などから赤字が続いており、加えて、新型コロナウイルスや標的型サイバート攻撃の影響により、最近では赤字幅が急拡大している状況でございます。

このように、エクスプレス事業がトール社全体の業績不振の主要因となつておりますことから、同事業売却の検討を開始することになつた次第でございます。

売却に向けたいろいろな関係者との交渉はこれから始めていくことでございまして、相手方と、合意する売却条件に応じて、会計基準にのつとり適切に対処していくということで考えてござります。

○奥野(総)委員 これは中間決算の資料ですけれども、要するに、エクスプレス事業というのはオーストラリア国内のトール社の事業ということです、赤字なんですよ。これを切り離すということとして、主として利益が出ているのはロジスティック事業ということでありまして、実は、一番期待しているフォワーディング事業ですかね、シングガボールとか、そういういわゆる海外物流を担うフォワーディング事業というのは、そんなによくないんですね。これをどうして入れしていくかと、収益源にしていくかという課題は相変わらず抱えているというふうに思います。

トールについては、そもそも、のれんの償却をしないきやいけない、高値づかみしたんじやないかという話もありますし、いろいろあるんですけど、とりあえず前向きに考えたときに、これはもうやらざるを得ないということで理解はしたいと思います。ですが、でも、結局、目の前の利益を上げるために厳しい判断を迫られているというのは、やはり思つております。

○奥野(総)委員

今、答弁を伺うと、なかなか厳しい話でして、下期はもつと厳しくなるんじやな

期の見通しが出でていて、三月期予想ですけれども、郵便は増減なしということで、これは多分コロナの前の見通しなんですけども、物数も減っています。確かに、この時点でなかなか判断は難しかつたんでしようけれども、これからまた第三波という話もあって、なかなか厳しいんじゃないかと思います。

頼みのいわゆるゆうパックとか物流の方も、ふえてはいるんですけども、コストがかさんでしまつてなかなか利益を生み出せないでいる。

これで、郵便とか、年賀も毎年毎年やつていますから、なつたときに、この通期の業績見通しはどうなるんですかね。お答えいただきたいと思います。

○衣川参考人 お答えを申し上げます。

ただいま御紹介いただきました中間決算の状況でございますが、先生御指摘のとおり、日本郵便の連結経常利益、それから当期純損益、ともに昨年度よりも減少をしております。前年同期比で悪化しておりますが、当初想定ほど悪化していると

いうことではない状況で現時点では推移をしております。しかし、下期でございますが、今御指摘がござりますように、郵便・物流事業において、郵便物の減少が継続するほか、ゆうパックやゆうパケットの伸びが鈍化すると見込んでおります。また、金融窓口事業、それから国際物流事業におきましても、引き続き厳しい経営環境が続く見込みでございます。

したがいまして、日本郵便全体といたしましては、上期は当初想定より少し上振れる一方、下期はより厳しい状況になると見込んでいるところでございまして、現時点では通期業績予想を修正するまでの状況にはないと判断しているところでございます。

この間も、五十円の配当、少なくとも三年間は五十円の配当をやると約束していて、今期は中間配当を見送っているんですね。最終的に通期で配当するというふうに発表はされています。どうもそのために結構苦しんで利益を出しておられるようにも見えるんですけども、ゆうじやとは、どうなんですかね、こういった益出しで頼るというのではなくたときといふのは、恐らくゆうじやも赤に転落する可能性があると思うんですけれども、

いかがですか。

○池田参考人 お答えします。

先ほどの御質問でござりますが、新型コロナウイルス感染拡大による影響や、先生がおっしゃっている低金利環境の継続等、厳しい経営環境であつたものであります。足元、海外のクレジットスプレッドが大幅に縮小しており、資金収支等が当初計画比で増加する見込みになつたことや、経費節減により、中間純利益は千二百四十二億円と、計画比では好調な結果となりました。なお、前年同期比ではマイナス二百七億円、マイナス一四・七%であります。

こうした状況を受けまして、通期業績予想については、今後、マーケットが比較的安定的に推移するとの予想から、当期利益二千億円を二千七百億円に上方修正をしました。また、期末配当予想についても、未定から五十円というところに修正をしたところであります。

今後に関しては、引き続き、コロナ等厳しい経

営環境ではありますが、コアビジネスの充実強化、新規ビジネスの創出等、先般、親会社の日本郵政が公表したグループの次期中期経営計画の基本的な考え方沿つて、新たな成長に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○奥野総委員 今のポイントは、確かに、上方修正と云うか、コロナ禍の見通しは少し上振れし

たということですけれども、中間利益で見る

と一四%も減つていて、徐々に年を経るごとに減つてきていると云ふように理解しています。

だから、今言いたかったのは、すぐに赤になる

とは言いませんが、手を打たないと、近い将来、それは多分、五年先とかいう話じゃなくて、本當

に近い将来にゆうちょも赤になつてしまふかもし

れない。頼みはかんばだつたんですけども、か

んばも、一応、中間利益はふえているよう見え

ますが、経常収益がマイナスで、それを上回る手

当とか募手とかそういうのが減つて、あるいは人

件費が減つてプラスになつたということだと思

う。

ので、稼げてゐるわけじゃないんですね。

といふように見ていくと、不動産とかいろいろ

言つてはいますが、なかなか厳しい。手数料とかも

から本当に事業の存亡の危機じゃないかといふ

うに私は思つてゐるんですけど、大臣、まず、今

の決算、増田社長からもございましたけれども、監

督官庁として、この決算についてどう評価されま

すか。

○武田国務大臣 第二・四半期連結中間決算の御

説明がさつきあつたわけでありますけれども、や

はりまずコロナ、そして長引く低金利、そして、

かんばの不正によつての営業自粛、さまざま必要な要

因がこの結果を生んでゐる、このよう思つてい

るわけですけれども、経営また市場をめぐる環境

が変化してゐる中で、今後も企業価値の向上への

取組というものを忘れずに、しっかりと健全な

経営体制に努めていただきたい、このように考

えております。

○奥野(総委員) まあそつなんですけれども、後

ほど伺いますけれども、やはり制度面の問題もこ

れありとります。もちろん、コロナの環境とい

うのは、この中間だけを見ると大きく影響してい

ますけれども、ただ、背景にはやはり制度面もあ

るでしょうし、なかなか厳しいんじやないかと

思つてはいます。

そうした中で、ここで、制度の話ということ

で、制度面の改革ということで郵便法の話になつ

ていくわけですねけれども、今回の郵便法、これは

サービスダウンですよね。サービスダウンまでし

なきやいけないということなんですが、そういう

党としても、これは審議をしていこうということ

になつたんですよね。

重ねて聞きますけれども、大臣、これは、さつ

き決算、厳しい決算だということもありました。

また、将来もなかなか見通せない中で、郵政事業

はやはり危機的な状況だという認識で、背水の陣

でこの法案を出すということによろしいんでしょ

うか。

その過程においては、今般の法改正につながる

日本郵便株式会社からの要望が二〇一八年十一月

にございまして、これについて集中的に議論する

とともに、労働組合や消費者団体などへのヒアリ

ングや利用者アンケートを行うなどの対応を今日

まで行つてまいりました。

このよな検討を経て、情報通信審議会におき

まして、今回の法改正を伴う見直しについて、郵

便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保す

るために必要な見直しである旨の答申が昨年九月

に行われました。

我々としては、この答申に基づきまして策定

し、提出したものであります。

○奥野(総委員) その経緯は私も何となく聞いて

いるのですが、実は、去年の臨時国会、一年前に

この法案を出そうという動きもあつたんですね

ね。私も、野党国対おりましたし、ということ

で相談を受けたんですが、与党もそうなんですか

が、去年は、かんばの問題が出始めたところでし

て、とてもこういう法案は出すべきじゃないとい

う意見が大勢だつたんですね。しかし、この国

会、私は、むしろちゃんとこれを審議すべきだ、

出すべきだというふうに意見が変わりました。

というのは、これ以上延ばすと本当に経営が毀

損されるんじゃないかという思いがあるわけで

す。じゃ、これは落ちついてからかんばの問題

とかゆうちょっとの問題が落ちついてからといつたつ

て、次またどういうことが起こるかわかりません

から、と言うとちょっと申しわけないんだけれど

も、とにかく今やつておかないともう延ばせな

いんじやないかという強い思いがあつて、我々野

党としても、これは審議をしていこうということ

になつたんですよね。

働き方改革の部分でございますが、土曜日の配

達を休止することによりまして、なるべく平日に

働いて週末を休める形とし、世間一般の生活バ

ターンに近づけることができると考えてございま

す。

また、送達日数の縦下げにより、深夜帯の勤務

から屋間帯、間に勤務する社員がふえることに

なります。さらには、超勤時間も一人一月平均で

約一割の縮減を見込んでいたところでございま

す。

○奥野(総委員) 少しあはれるということなん

で思うんです、今やつておかないともう延ばせな

いんじやないかという強い思いがあつて、そもそも

これがちょっと、背水の陣と言

うとあれかもしれません。ただ、そこは共通認識

だと思います。今やつておかないとですね。これ

は決して前向きな話じゃないんですよ。これを

やることで全てがうまくいくつて、経営が好転する

という話じゃないと思うんですね。

一ついいことがあります。職員の皆さん、

頑張つておられる働く仲間の皆さんの働き方改革

に少しづつがんがるのかなと。非常に厳しい環境です

から、そういう面があるうかと思います。

先ほど山花委員も伺つていましたが、どういう

メリットがあるんですかね。働き方改革、お客様

的には、これはなかなか、我慢していただくとい

う話なんですが、会社として、あるいは働く皆さ

んにとつてどういうメリットがあるんでしょうか。

○衣川参考人 今回お願いをしております制度の

見直しでございますが、これによりまして、ユニ

バーサルサービスである郵便サービスを将来にわ

たつて安定的に提供できるようになるとともに、

土曜日配達や深夜帯の郵便業務からシフト可能と

なる要員を成長分野である荷物の業務に充てるこ

とができるようになると考えてございま

す。

働き方改革の部分でございますが、土曜日の配

達を休止することによりまして、なるべく平日に

働いて週末を休める形とし、世間一般の生活バ

ターンに近づけることができると考えてございま

す。

また、送達日数の縦下げにより、深夜帯の勤務

から屋間帯、間に勤務する社員がふえることに

なります。さらには、超勤時間も一人一月平均で

約一割の縮減を見込んでいたところでございま

す。

○武田国務大臣 背水の陣かどうかは別にして、

やはり安定期的にユニバーサルサービスというものが提供、維持するためには必要な改正ではない

か、このように考えております。

○奥野(総委員) これはちょっと、背水の陣と言

うとあれかもしれません。ただ、そこは共通認識

だと思います。今やつておかないとですね。

そもそも、これは通告はしていないんですが、人手不足だつたり、なかなか配達要員が足りなかつたり、私も、いろいろ苦労してやりくりしておられるのを聞いていたんですね。結局、それは足りないところを埋めるだけで、余剰人員というか、そもそも不足しているところに回すだけで、全体として楽にならないんじやないか、当面ですよ、当面、樂にならないんじやないかとも言わていますが、そうじやないということでおろし

いですね。もう一回。  
○衣川参考人 お答えを申し上げます。

今回の郵便制度改正によりまして再配置可能となる人数でございますが、二〇一八年十一月の総務省情報通信審議会で御説明させていただいた試算によりますと、内務社員及び外務社員合わせて約五万二千六百人を見込んでいたところでござります。これらの再配置可能となる人員につきましては、超過勤務などで対応している分野や、増加する荷物分野に再配置をする予定でございます。

○奥野(総)委員

やはり、今の答弁を伺うと、再

配置、足りないとこの再配置が一ーンであつて、そういう働き方改革、深夜勤が減るとか週末勤が減るというのはあるんでしようけれども、トータルとして勤務時間が減つていくとか、そういう効果はそんなに見込めないんじやないかといふ気もしますが。それからもう一点、これも山花さんが言つていましたが、賃金ですかね。これも通告していませんが、これはちゃんと確保される手取りが減つてしまふよなことはないんですね。

○衣川参考人 先生御指摘の点は、主として夜勤手当の話かと存じ上げますが、深夜帯から昼間帯への再配置に当たりましては、例えば、引き続き深夜帯の勤務を希望する方については深夜帯の荷物や速達などの担当へ配置をするなど、あらかじめ意向確認を行つた上で、雇用に影響することが

ないよう時間をかけて丁寧に対応することとしております。

郵便法の改正後、個々の郵便局の状況を踏まえて進めていきたいと考えているところでございま

す。  
○奥野(総)委員 極力、皆さんの希望、収入が減つて厳しくなる方もいらっしゃいますけれども、そういうならないように、希望をちゃんとかなえてあげて、いろんな方がいらっしゃると思うんで

すよ、勤務時間も減らしても、超勤がなくなつても、少し手取りが減つても豊かな生活をしたいという方もいらっしゃれば、いやいや、ちゃんと手取りが確保されなきゃ困るという方もいらっしゃると思います。

○奥野(総)委員

もう一点だけ確認なんですが、当面は足りないところに人手を回していくという話なんですが、

総体として見たときに、仕事が減るわけですね。というときに、長い目で見たときに、これが郵便物数がどんどん減つっていく中で、あるいは、いわゆるゆうパック、どこまで伸びるかといふのがあります。それとの兼ね合いなんですけれども、いざれ人減らしつつながらないかといふことですね。

とりわけ調整弁となるのが、民間でもそうですけれども、非正規の方なんですかけれども、そういった非正規の方も含めて人減らしにはつながらないんだというのをここで明言していただきたいんですね。

○衣川参考人 今回の郵便制度改正の目的でございますが、昨今の通信手段の多様化により郵便に求められているニーズの変化や、働き方改革への対応をしていくことのございまして、もう少し具体的に申し上げますと、今回の見直しに手当の話かと存じ上げますが、新型コロナウイルス対策についてございますが、私どもでは、新型コロナウイルス感染症予防策といたしまして、内務深夜帯勤務者も含めて、全ての郵便局におきまして、マスクの着用、手洗い、消毒の実施、あるいは人と人の距離の確保、換気などの基本的な感染対策のほかに、郵便業務におきましても、レイアウトを調整しまして社員同士の距離を確保するなどの取組をやつてあるところでございましたが、区

に充てることができるようになるということございまして、私どもとしましては、荷物分野の業務をふやしていきたい、このように考えているところでございます。

○奥野(総)委員 要するに、今を理解すれば、成長分野を生み出していくかないと結局縮小していくことになります。

○奥野(総)委員 今、郵便局でも一部クラスター

なんということも報道されていたんですけども、なかなかやはり厳しいんですよ。本当に、病院とかと一緒に、エッセンシャルワーカー、とめられにいかないんですよね。だから、どうやって会社を発展させらるかということに尽きると思うんですね。

現場は頑張っています。この「コロナ禍においても、アベノマスクの全戸配布、マスク自体は余り評判はよくなかったんですが、それを配る努力と

いうのは、本当に政府の方針に従つて皆さんやつていただいた、頑張つていただいたというふうに思います。今も、まさにエッセンシャルワーカー

です。この厳しい中で配達のおくれもなく、あ

るいはふえる、いわゆるアマゾンとか、物流の中

心を担つて働いておられます。

それからもう一つ、このパートの最後になりますが、深夜勤とか、配達部門、内勤の部分はどうし

ても、建物の中で、外でやるわけにいきませんから、密になりがちなんですね。その辺は大丈夫なんですか。ちゃんと対応されているんでしょうか。

今、エッセンシャルワーカーと言つたんです

が、深夜勤とか、配達部門、内勤の部分はどうし

ても、建物の中で、外でやるわけにいきませんから、密になりがちなんですね。その辺は大丈夫なんですか。ちゃんと対応されているんでしょうか。

まだ時間もありますが、今度は郵便事業の話にまた戻ります。

成長が大事だというふうに私も言つたんですけども、中計の基本的考え方というのが出ているんですね。これをさつと見たんですけれども、もちろん、やはり、かんばの信頼回復というの

自然の話なんですが、そこはマイナスからゼロに戻すという話で、その上で、じゃ、どうやって成長の軌道を描いていくのかというのがなかなかこ

れは見えないんですよ。デジタルトランスフォーメーションの話とか、それからゆうちょ、かんぽ

<p>の株式の保有率を五〇%に減らして新規事業を目指していくみたいな話は割とびんとくるんですけども、なかなかこれは見えない。もちろん、制度面がそうなんだと言つてしまえばそうなんですねけれども。</p> <p>一つ一つ聞いていきたいんですが、じゃ、まづ、郵便ですね。郵便事業について、どうやつて経営の改善を図つていく、これからこの厳しい中、収益をふやしていく、利益を上げていくのかということを伺いたい。</p>
<p>○衣川参考人　お答えを申し上げます。</p>
<p>まずは、今回の不適正募集を起こさないための再発防止策の徹底とお客様の信頼回復ということでもありますけれども、私たちの本来の仕事でござりますけれども、私はふと思つたんですけれども、やはり料金の値上げ、この間、はがきもやりましたけれども、これはいずれ課題にならざるを得ないんじやないかと思うんですね。やはり人が配達しているものですから、物数が減つてきたときに一通当たり幾らといふことを考えたときに、いざれそういう話を出てこざるを得ないと思います。</p>
<p>○千田参考人　このたびは、かんぽの商品の募集に係る問題に関しまして、お客様を始め多くの皆様に心配と御迷惑をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。</p>
<p>かんぽ生命におきましては、お客様への信頼回復のために、利益回復、それから募集人調査を進めるとともに、一月三十一日に公表しております業務改善計画に全社を挙げて取り組んでおります。具体的には、再発防止に向けたチエック体制、それから内部管理体制の強化、おおむね計画どおりに進捗しております。</p> <p>こういう取組を踏まえまして、十月の五日から信頼回復に向けた業務運営を開始しておりますけれども、今後とも引き続き、この信頼回復活動にしつかりと取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>その上で、かんぽ生命の経営を立て直すということが私の最大の使命というふうに考えております。</p> <p>具体的には、新商品の開発、それから、品質を伴わないといけませんけれども、募集人の能力の向上、それから、かんぽ生命ならではという社会的な存在価値とか意義、こういうことを具体化をすることを大変重要だというふうに考えております。</p> <p>このような内容を盛り込みました新たな中期経営計画を、現在、今策定中でございます。これを通じて経営の再建を必ず実現してまいりたいと考えております。</p> <p>○池田参考人　御質問でございますが、キヤツシユレスサービスの不正利用により被害に遭われたお客様、また、一部サービスの停止に伴いお客様に御不便をおかけしておりますこと、まず深くおわび申し上げます。</p> <p>キヤツシユレス決済サービスについては、九月二十五日に社長直轄のタスクフォースを立ち上げました。セキュリティの総点検に取り組んできており、十一月九日に、第三者の評価も受けた上での結果を公表いたしました。</p> <p>今後は、今回のタスクフォースによる総点検の結果を踏まえ、セキュリティ強化策を着実に実行してまいります。</p> <p>あわせて、総合的な苦情あるいは相談、お客様の対応体制について強化をします。それからセキュリティ検証体制を強化をします。それから最後に、補償方針をはつきります、明確化します等、お客様に安心、安全にサービスを御利用いただけるよう、体制整備を可及的速やかに進めてまいります。</p> <p>信頼回復に向け、全社一丸となつて取り組んでまいる所存でございます。</p> <p>以上でござります。</p> <p>○増田参考人　お答え申し上げます。</p> <p>今、両社の社長からも御答弁申し上げましたが、このようなグループとしての危機的状況に対して、持ち株会社である日本郵政がしつかりとリーダーシップを發揮することが必要でございまして、監督官庁に御提出をしております業務改善計画などに掲げておりますさまざまな改善策、とりわけセキュリティ強化策を着実に実施することによりまして、再発防止に努めてまいりたいと思います。</p> <p>さらに、現在グループとして次期中期経営計画を検討してございますが、その中でも信頼回復に向けた取組を具体的に盛り込むこととしてございまして、こうした取組を通じて、国民の皆様、郵便局を利用されるお客様からの信頼回復に努めてまいります。</p> <p>○奥野(総)委員　社長のおっしゃつていることはもうともなんですか? ここはマイナスをゼロに戻すという話なんですね。どうやつてそこからプラスを持っていくんだ、今の環境下においていかがですか?</p> <p>もちろん、さつき言つた国際物流も含めて、あるいは宅配も含めて、物流の方をどうやって伸びていくかといふことなんでしょうけれども、そこも競争が厳しいので、なかなかそこで利益が</p>

て、どうやつて事業を、収益を伸ばしていく、ユニークなサービスを維持しながら、社員のある人は福利厚生を維持しながら、どうやつて雇用を守りながら、どうやつて会社を維持していくのかという難しい問題がやはりまだ残っていると思うんですね。

千田社長もおつしやつていましたが、新規サービスと言つていますが、思い切った新規サービスをやるには、やはり株を売らなきやいけない、今の制度だと株式を売らなきやいけない。増田社長

の間、会見で、五割を切るんだとおつしやつていましたけれども、ちょっと時間がないのでこそこは質問できませんけれども、なかなか今の状況で、厳しいんだと思うんですよ。

今は一時的に株価が上がっていますけれども、本当に五〇%までこの五年の間で売り切れるのかというと、なかなか難しいこと、必ずしも絵に描いたとおりいかないこともあると思うんですね。だから、そういう経営の自由度をどうやつて付与するかというところの制度の見直しもやはり考えなきやいけないんじゃないかな。

それから、今回の事件、事件というか不適切な

営業とかの問題で一番の问题是、やはりサービス

を提供している会社と販売している会社が違う。

しかも販売している郵便事業会社が、そこで稼

がないとなかなか事業が成り立たないということ

があつて、とにかく売ろうとういうことになつた、

いわゆる製販分離の問題ですけれども、とにかく売らんかなというところが問題になつた面も否めないと思うんです。

そういうことも含めて、この郵政事業の制度のあり方問題ですよね。これは早目に手を打つておかないと、赤字になつたら、もう劣化は早いですよ。その前に、やはり大臣、そろそろ議論を始めただうですか。

私も、こうしようというアイデアがあるわけ

じゃないんですけれども、今まで出てきた問題を

きちんと総括をして、会社のあり方、制度のあり

方を、きょう、この郵便法もその一つとして私は

評価をしますが、やむなくということで評価をしますけれども、どうですか、ここで制度の見直しを検討していただきたいんですが、大臣、最後に答弁を。

○武田国務大臣

御指摘の数々の事案については、やはり、先ほど先生おつしやられた、明治時代からの国民からいただいた信函を一遍にして損

ねた、また、顧客の利益を害したということでは、これはもう話にならない、いかなる経営形態であつてもあつてはならないことであろうかと私は考へております。

これは、全員で反省して、そして、抜本的な改善策というものをまずから日本郵便が打ち立てるべきものであるかと思ひますけれども、やはり今回得た教訓というものを生かして、信頼回復に努め、今後、こうしたものが起こらないよう

に再発防止策に努めていただきたい、このように考えております。

べきものであるかと思ひますけれども、やはり今回得た教訓というものを生かして、信頼回復に努め、今後、こうしたものが起こらないよう

に再発防止策に努めていただきたい、このように考へております。

これは、全員で反省して、そして、抜本的な改善策というものをまずから日本郵便が打ち立てるべきものであるかと思ひますけれども、やはり今回得た教訓というものを生かして、信頼回復に努め、今後、こうしたものが起こらないよう

に再発防止策に努めていただきたい、このように考へております。

すが、日本郵政グループとして、貴重なりアルネットワークとしての郵便局が、郵便・物流・貯金、生命保険などの生活基礎サービスに加えて、地域ニーズに応じたさまざまなサービスを提供していくことにより、地域社会が抱える各種課題の解決に貢献していきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、まず第一に、今申し上げました郵便・物流、銀行、生命保険というコ

アビリティを充実強化させていくことが大事であると考えおりまして、そのため、DXの推進

また、第二に、既に取り組んでおりますけれども、不動産事業でございますが、これにつきまし

ても、グループ保有不動産の価値最大化、グルー

ブ外不動産への投資拡大等を通じて、収益の柱の一つとなるよう不動産事業を成長させていきたい

も、不動産事業でございますが、これにつきまし

立つ日本郵便は、今後どのように将来にわたつて郵便サービスを維持していくかと考えられているのか、御見解下さい。

○諫山参考人 お答え申し上げます。

今回の郵便制度改正でございますけれども、お客様の郵便に期待するニーズの変化に対応いたし

まして、お客様の受け入れ可能な範囲でサービス水準を見直していただくというふうに考えているものでございますので、大きな需要低下につながるものではないというふうに考えておりますけれども、デジタル化の進展等によりまして今後とも郵便物の減少が見込まれるということにつきましては、委員御指摘のとおりだというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、まず第一に、今申し上げました郵便・物流、銀行、生命保険というコ

アビリティを充実強化させていくことが大事であると考えおりまして、そのため、DXの推進

また、第二に、既に取り組んでおりますけれども、不動産事業でございますが、これにつきまし

ても、グループ保有不動産の価値最大化、グルー

ブ外不動産への投資拡大等を通じて、収益の柱の一つとなるよう不動産事業を成長させていきたい

も、不動産事業でございますが、これにつきまし

に御見解を聞きたいと思います。

○武田国務大臣 政府を挙げてデジタル化に取り組んでいる中で、やはり郵便事業は郵便物数が減少したり、低金利が長期化したり、大変経営環境というものが厳しい中で、これを乗り越えるために、新たなビジネスモデルというのを構築していくかなくてはなりません。

御承知のように、郵便局は、二万四千局のネットワークと地域に密着した莫大なデータというかけがえのない財産があるわけですから、これをおいかに有効利用、利活用するか、ここから発想をスタートさせて、新たなビッグビジネスに挑んでいただきたい、このように考えておりま

す。  
○松田委員 大臣のその強いお言葉、思いで、武田大臣主導で国民、利用者の利便性の向上や、また地域社会への貢献をぜひ果たせるような提言を取りまとめていただきたいと思いまして、よろしくお願ひいたします。  
その上で、総務省の方にお伺いをさせていただきたいと思います。

日本郵政グループが保有しているさまざまデータは、そうした国民、利用者の利便性向上や地域社会に貢献するための新たなビジネス展開に活用することは可能なのでしょうか。

○佐々木政府参考人 日本郵政グループが保有するデータにはさまざまなもののがございまして、例えば、日本郵政グループの中期経営計画の基本的考え方で示されております、郵便物の引受け時に取得したデータを配達業務に活用することなどにつきましては、早期に取り組むことができるものだと考えてございます。

また、本人の同意を受けることによりまして、例えば、引っ越しの際に郵便物に、転送届を提出すれば、関連するさまざまなサービスを受けられるようになるなど、利用者利便の向上につながる新たなサービスの展開も考えられるものと思いま

す。そのほか、郵便局が保有するデータの活用に際

して、個人情報保護法や郵便法などの関係法令との関係を整理する必要があるものにつきまして

は、総務省といたしましては、現在開催中のデジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会における議論などを踏まえまして、適切に対処してまいりたいと考えてございます。

○松田委員 ちょっとと確認をさせてください。

法改正が必要であるということであれば、それは懇談会と並行しているいろいろ検討していくということでしょうか。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

法改正がもし必要なものということが、出てま

るかというかどなございますけれども、そういうふたつとも含めまして、懇談会でまずは議論をしていく、このよなことだらうというよう

に考えてござります。

○松田委員 ビジネスですので、改正が必要だと

いうことが出れば、適宜、すぐ並行して動いていくような体制づくりも持つていていただきたい

と思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に移ります。

郵便法改正法案の成立による収支改善効果についてお伺いいたします。

今回の郵便法改正法案が成立し、サービス水準の見直しが行われた場合、郵便局活性化委員会で

示された費用削減効果額は約六百億と伺っております。今回、郵便法改正案について、具体的にどのくらいの収益改善効果が見込まれるのか、ま

た、効果額六百億円は本当に出るのか、郵政事業

単体、そして日本郵便全体の収益に与える影響は

どのように想定されているのか、お伺いしたいと

思います。

○諫山参考人 お答え申し上げます。

今回の郵便制度改正でござりますけれども、昨

年の通信手段の多様化による郵便に求められて

いるニーズの変化や、働き方改革への対応が求めら

れている状況を踏まえまして、サービス見直しの

要望をさせていただいたものでございます。

この見直しによります経費への影響でございま

すけれども、土曜日配達や深夜帯の郵便業務からほかの業務にシフト可能となる要員の人事費、そ

れから、関連して削減可能となる物件費等を合わせまして約五百億円強を見込んでいるところでございます。

この五百億円強という数字でございますけれども、二〇一八年十二月の段階で郵便局活性化委員会に提示させていただきました、先ほど委員御指摘の約六百億円という数字につきまして、大型郵便物の増加傾向など、郵便事業を取り巻きます環境の変化を踏まえまして、改めて精査させていたいたものでござります。

この見直しによりまして、まず、関連する物件費等約五十億円の経費削減が可能となると考えております。また、先ほど申し上げましたシフト可能な要員につきましては、一部、人手不足等に対応するため郵便業務に残さざるを得ない者がござりますけれども、他の多くは増加する荷物等の業務に再配置する予定でございます。これによりまして、荷物業務へ再配置する分につきましては、会社の内部の労働力のシフトでございますので、会社全体としては経費削減となるものではございませんけれども、郵便事業単体におきましては経費削減となるというものでございます。

あわせて、成長が見込まれる荷物事業への要員のシフトによります荷物事業の拡大を通じまして、会社全体としての経営基盤の強化に資することができます。できるものだというふうに考えております。

○松田委員 これまでの説明では、郵便事業単独の損益が毎年二百億円程度減少していくといふふうに伺っております。

今回の郵便法改正案の成立によって、三年は賄えるのではないかと想定をされておりましたが、これでは三年は賄えることは難しいと思われます

が、いかがでしようか。

○諫山参考人 お答えいたしました。

今回の郵便局活性化委員会において

お見えではないかと想定をされておりましたが、

これが三年は賄えることは難しいと思われます

が、いかがでしようか。

○諫山参考人 お答え申し上げます。

今回の郵便制度改正でござりますけれども、昨

年の通信手段の多様化による郵便に求められて

いるニーズの変化や、働き方改革への対応が求めら

れている状況を踏まえまして、サービス見直しの

要望をさせていただいたものでございます。

この見直しによります経費への影響でございま

ります。

二〇一九年度におきましては、選挙や消費税率の引上げに関連した一時的な差し出し増などの特

殊要因によりまして損益が一時的に持ち直したところでございます。

この企業活動の停滞に伴いましてDMなどの減少が見られる中で、デジタル化の進展による郵便物数の急激な減少のおそれもあるほか、労働需給の逼迫によります人件費単価の上昇という大きな流れにつきましては変わりはないというふうに考えております。

このままでは数年のうちに郵便事業の収支は赤字になることが避けられないというふうに見ているところでございます。

先ほど申し上げましたように、今般の郵便制度見直しの収支への影響といたしましては、繰り返しになりますけれども、五百億円強を見込んでい

るところでございます。これらによりましてシ

フト可能となる要員につきましては、働き方改革

を進めつつ増加する荷物等の業務に再配置するこ

とにあります。先ほど申し上げましたように、

郵便事業による経費削減と荷物事業の拡大につな

げることができるものと考えているところでござ

ります。

しかしながら、郵便物数の減少傾向は今後とも

継続するものと想定され、これに伴いまして郵便

業の収支の悪化が見込まれるところでございます。

○松田委員 これまでの説明では、郵便事業単独

の損益が毎年二百億円程度減少していくといふふ

うに伺っております。

今回の郵便法改正案の成立によって、三年は賄

えるのではないかと想定をされておりましたが、

これが三年は賄えることは難しいと思われます

が、いかがでしようか。

○諫山参考人 お答えいたしました。

今回の郵便局活性化委員会において

お見えではないかと想定をされておりましたが、

これが三年は賄えることは難しいと思われます

が、いかがでしようか。

○松田委員 デジタル化の進展や今回のサービス

水準の見直しによって、郵便の利用減少が加速す

るとも考えられております、今もそのようなこと

がでございます。

二〇一八年十一月の郵便局活性化委員会において制度改正要望を表明させていただいた時点においては、郵便事業単体の利益は毎年度約二百

億円程度減少するものと見込んでいたところでござ

ります。

そうであれば、日本郵政が見込まれていてる収益改善効果も余り期待ができないというふうに思われますが、いかがでしようか。

○諫山参考人 委員御指摘のとおり、郵便物の減少が継続するということは十分見込まれるところだと思います。

繰り返しになりますけれども、今回の郵便制度改正によりましてシフト可能となる要員につきましては、荷物等の業務に再配置することによりまして、郵便事業単体における経費の削減と荷物事業の拡大につなげることができるものと考えておりますが、将来にわたりまして郵便サービスの安定的な提供を確保していくためには、引き続き、ダイレクトメール需要の拡大、手紙文化の振興等の需要拡大の取組のほか、デジタルトランスフォーメーションを始めとする先端技術の活用などによります業務の効率化など、可能な限りの努力を継続していく必要があるというふうに考えております。

○松田委員 時間もありますので、次へ移りたいと思います。

経営の自由度を高めるために、これからいろいろ進めていかなければなりません。日本郵政グループは、公益性を求められる中で経営の自由度が付与されておらず、特に、ゆうちょ銀行とかもば生命は、新規業務を行うために金融庁や総務省による認可が必要となつております。株式を五〇%以上売却すれば、金融庁や総務省に届出ることで新規事業が可能となつておりますが、株価が低迷し、次期株式売却の見通しも立ちにくいだろうと想定をいたしております。

今後の株式売却の見通しについて、総務省と日本郵政に見解を聞いてみたいと思います。

○飯塚参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のよう、ゆうちょ銀行、かんぽ生命におきましては、郵政民営化法上、日本郵政の保有株式の二分の一以上を処分するまでは、新規業務を行おうとする際に内閣総理大臣と総務大臣の認可を受ける必要がございます。他方、二分の

一以上を処分した以降は、届出のみで新規業務が可能となるといったてつけとなつておるところでございます。

ゆうちょ銀行、かんぽ生命ともに、これまで株式売出しを実施してきておりまして、現時点において、日本郵政の議決権割合はそれでおよそ八九・〇%と六四・五%となつてゐるところでございます。今後につきましては、金融二社の経営の自律性、自由度を広げる観点から、保有割合が五

〇%程度となるまで、できるだけ早期に、段階的に売却していきたいと考えております。

具体的な売却時期や規模等につきましては、現時点で申し上げることは難しいわけでございますが、郵政民営化法の規定の趣旨を踏まえ、金融二社の経営状況、ユニバーサルサービスへの影響、グループの一體性確保、当社の資金需要、連結業績への影響、市場の動向等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

日本郵政が保有するゆうちょ銀行やかんぽ生命保険の株式につきましては、郵政民営化法において、両社の経営状況、ユニバーサルサービス責務の履行への影響などを勘案しつつ、できる限り早期に処分することとされておりまして、日本郵政がその経営判断により処分を進めていくこととなるものでございます。

日本郵政グループにおきましては、次期中期経営計画の基本的考え方の中で、日本郵政が保有する金融二社の株式につきましては保有割合を五〇%程度とし、新規業務の事前届出制への移行を目指すとともに、利用者利便や企業価値の向上にしっかりと取り組むことによりまして、早期に株式の処分ができる環境が整うことを期待しておるところでございます。

○松田委員 コロナ禍において、マスクの全戸配布や特別定額給付金にかかる郵便配達など、そ

こで懸命に働いている人たちのおかげで、このユーニバーサルサービスを持続していくことの重要性が再認識されることができました。

また、今後、デジタル分野に力を入れていただきたい、国民、利用者の利便性向上や、また地域社会へ貢献するための新たなビジネスモデルをぜひ確立していくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○石田委員長 次に、道下大樹君。

○道下委員 立憲民主党の道下大樹です。

きょうは、この質問の機会をいただきまして、石田委員長始め、皆様に感謝申し上げます。

武田大臣、どうぞよろしくお願ひいたします。また、きょうは日本郵政から諫山常務、お越しいただきました、ありがとうございます。

質問に入ります前に、コロナ禍において懸命に働く全ての方々に心より感謝を申し上げたいといふふうに存じますし、エッセンシャルワーカーであります郵便局、郵政事業で懸命に働く方々に対しても、昼も夜も、猛暑の中も、雨や風、雪の中も、ユニバーサルサービスを提供していただきたいことに改めて感謝を申し上げます。

そんな郵便局、郵政事業で働く方々やその御家族に対して、コロナによるいわれなき偏見や誹謗中傷、差別は絶対に許してはならないと思います。そうした誹謗中傷などの撲滅に私もしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますし、総務省や日本郵政グループからの強力なメッセージ発信など、対策を心からお願いをいたします。

それで、郵便法改正案について、以下数点伺いたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策、特に内務深夜帯勤務者の三密対策について伺いたいと思います。

今回の郵便法改正の背景として、深夜の区分作業を中心とした三密となつてゐる労働環境を早期に改善させる必要があるとしていますけれども、この郵便法改正案が成立したとしても、法の

施行は法改正の六ヶ月後、そして見直しは早くとも来年秋以降の実施というふうに聞いているんですけれども、それでよろしいでしょうか。総務省及び日本郵政に伺いたいと思います。

また、その間、内務深夜帯勤務者、つまり夜の区分、区分けをする作業をされる方々のためのコロナ対策というのは今後どのように強化する予定なのかな、日本郵政に伺いたいと思います。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

本法案は、今回の改正内容に係る施行日につきまして、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としてございまして、具体的な施行日ににつきましては、関係省令の整備などの準備行為の進捗状況を見つつ判断してまいりたいと考えております。

○諫山参考人 お答え申し上げます。

郵便法改正に伴います郵便制度の見直し、改正につきましては、法律の施行を待ちまして、十分な周知期間と社内の準備期間を設けた上で、できるだけ速やかに実施したいというふうに考えております。

それまでの間ということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症予防対策につきましてお答え申し上げたいと思います。

本年六月に基本的対応方針を定めまして、内務深夜帯勤務者も含めまして、マスクの着用、手洗い、消毒の実施を行なうこと、レイアウトを調整いたしまして社員同士の距離を確保すること、あるいは社員の健康管理、あるいはPCR検査受検、判明時の報告を徹底することなどの取組を行つておりますほか、マスク、アルコール消毒液の配備等に取り組んでいるところでございます。

特に、先生御指摘の区分作業を行ないます郵便局でございますけれども、配達をする郵便局ごとに区分作業等を深夜帯に集中して行なうことから、その作業に携わる人数も多くなる環境にございます。このため、改正前の期間におきましても、先ほど申し上げました取組を徹底することに加えまして、例えば社員通用口に体温測定機器を設置、

導入するなど、新型コロナウイルスの感染防止を図つてまいりたいというふうに考へているところだと思います。

○道下委員 この郵便法改正案は、当初は去年、一年前に出される予定だったというふう伺つておりますので、コロナのためのということは後づけなんですね。だから、私は、コロナ対策は、何とか今まで取り組んでこられたと思いますけれども、本当に今全国で拡大しておりますので、これはしっかりと取り組んでいただきたい。

そして、今回、今は深夜帯勤務者の方々のことでの質問でございましたけれども、全国的に本当に増加しております、私の地元の札幌市内の郵便局でもコロナ陽性者が出ております。

このコロナ対策強化というものは喫緊の課題だと思っております。深夜帯の業務だけではなくて、昼間帯、昼間働いている方々の三密対策はこれまでも、先ほども御説明ありましたけれども、ぜひ今後また追加の強力な対策が必要だと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○諫山参考人 新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中で、お客様と社員の安全を確保することが極めて重要だというふうに認識をしております。

このため、先ほど内務深夜帯勤務者に関する答弁で申し上げた施策に加えまして、電話会議あるいはオンライン会議の活用、あるいはお客様に確認した上ででの非対面配達の実施、あるいは窓口カウンターへのビニールシートの設置などに取り組んできているところでございますけれども、更に追加対策といたしまして、非接触型体温計の追加配備等、取組を実施することとしております。

今後とも引き続き、安心してお客様に郵便局を利用いただき、また社員に安心して働いてもらうことができるよう、感染予防対策の徹底に努めてまいりたいというふうに考えます。

○道下委員 社員の方々が安心して働くように、そしてお客様が安心して郵便局や郵便事業を

図つてまいりたいというふうに考へているところだと思います。

○道下委員 この郵便法改正案は、当初は去年、一年前に出される予定だったというふうに伺つておりますので、コロナのためのということは後づけなんですね。だから、私は、コロナ対策は、何とか今まで取り組んでこられたと思いますけれども、本当に今全国で拡大しておりますので、これはしっかりと取り組んでいただきたい。

そして、今回、今は深夜帯勤務者の方々のことでの質問でございましたけれども、全国的に本当に増加しております、私の地元の札幌市内の郵便局でもコロナ陽性者が出ております。

このコロナ対策強化というものは喫緊の課題だと思っております。深夜帯の業務だけではなくて、昼間帯、昼間働いている方々の三密対策はこれまでも、先ほども御説明ありましたけれども、ぜひ今後また追加の強力な対策が必要だと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○諫山参考人 新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中で、お客様と社員の安全を確保することが極めて重要だというふうに認識をしております。

このため、先ほど内務深夜帯勤務者に関する答弁で申し上げた施策に加えまして、電話会議あるいはオンライン会議の活用、あるいはお客様に確認した上ででの非対面配達の実施、あるいは窓口カウンターへのビニールシートの設置などに取り組んできているところでございますけれども、更に追加対策といたしまして、非接触型体温計の追加配備等、取組を実施することとしております。

今後とも引き続き、安心してお客様に郵便局を利用いただき、また社員に安心して働いてもらうことができるよう、感染予防対策の徹底に努めてまいりたいというふうに考えます。

○道下委員 社員の方々が安心して働くよう

に、そしてお客様が安心して郵便局や郵便事業を

利用できるようにしていただきたいと思いますが、この対策が、一方で、働いている皆様にプレッシャーとならないよう、働いている方々や家族が、かかっちゃいけない、かかっちゃいけない、迷惑をかけてしまうということでプレッシャーになつていると思うんです。これは郵便事業以外の多くの産業でもそうだと思いますので、余りプレッシャーをかけないような対策をぜひよろしくお願ひいたします。

次に、郵便法改正の背景について伺いたいと思います。法改正と働き方改革についてです。

そもそも、今回の郵便法改正では、働き方改革への対応が喫緊の課題とされていますけれども、この法改正をすることによりどのような働き方改革につながるのか、総務大臣から具体的なお考えを伺いたいと思います。

あわせて、私の地元北海道など降雪地域では、過酷な労働環境から、冬の期間の配達などの労働力不足は更に深刻化しております。どのように働き方改革を実行し労働力を確保しようと考えているのか、これは日本郵政さんから伺いたいと思います。

○武田国務大臣 今回の法改正、配達が週六日から五日になったということは、これは負担軽減につながるということは御理解いただけると思います。土日の配達業務が休止、送達日数が緩和、深夜の区分業務が不要、こうしたことを通じて労働環境や人手不足の改善に資するもの、このように考えております。

こうした改革が進むことによって、社員のワーケーション・バランスの改善や地域活動への参加が促進されることになると考えております。

○諫山参考人 現在週六日配達を行っておりますが、これを週五日配達にすることによりまして、普通扱いの郵便物を土曜日に配達するために出勤している社員約五万五千人のうち、約四万七千人が平日の業務等に再配置となる見込みでございます。

また、郵便物の仕分業務のために夜間、深夜帯の勤務に配置している社員約八千七百人の

うち、約五千六百人が昼間帯の業務等に再配置可能となる見込みでございます。

今回の郵便制度改正是、このような働き方改革を進め、また、既存の要員の配置を工夫し見直すことを可能とするものでございまして、これによりまして、人手不足に対応しつつ、郵便サービスの安定的な提供に資することができるようになるものと考えております。

○武田国務大臣 先ほどの答弁で、土曜日の配達業務が休止のところを、土日というふうに、私が訂正させていただきたいと思います。

○道下委員 大臣の御答弁、いろいろありましたけれども、私は、深夜帯の仕事は重要な、ある意味でこれは必要ではなくて必要な仕事だと思っておりまし、アンケート調査では、土曜日にもぜひ届けていただきたいなという個人の方もいらっしゃるので、そういうことも含めれば、今回のサービスの若干の縮小というのは残念だなとうふうに思っております。

今お話をありました深夜帯勤務者の方々のことでもありますけれども、先ほど来議員の皆さんに質問して、御答弁いただいておりますけれども、深夜から昼間帯に勤務をシフトされる方々に対して丁寧な説明を行うというふうにお話がありました。

十分丁寧な説明をしていただきたいと思うんですが、私は、激変緩和をぜひひとついただきたいと思っておりますし、深夜勤務から昼間に変わることののみならず、昼間働く方々含めて全ての方々の賃上げをぜひしていただきたい。これは民間会社ですから本当に大変かもしれないが、私はそのように思っておりますので、人件費が削減された、それは、収支、何とか赤字の穴埋めには必要かも知れませんが、それだけではなくて、人件費をカットできた分はそれを更に人件費にも回していただきよう、御尽力をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、同一価値労働同一賃金について伺いたい

と思います。

郵政民営化以降、正社員と比べて安い労働力として、いわゆる非正規社員、期間雇用社員を採用し続けてきたと容易に推察できます。いただいた資料でも、特に日本郵便の全体の社員数は三十二万五千人、そのうち郵便・物流事業セグメントは約二十万人で、正社員、非正規社員、これは十万人ずつということで、一対一ということであります。これは全然民営化されてから変わらない状況で、私は正社員をふやしているかなと思ったんですけども、全然ふえていないんですね。

こうした中で、ことし十月十五日に、日本郵便に係る労働契約法二十条最高裁訴訟の裁判がありまして、正社員と期間雇用社員の労働条件の相違が一部不合理であるとの判決が言い渡されました。この判決結果でわかりますように、期間雇用社員を安い労働力として位置づけてはならないということなんですね。

正社員はもちろん、期間雇用社員であってもしっかりと雇用を維持し、処遇や労働条件は、コロナ禍においても懸念に働いている労働価値に見合った処遇に引き上げないと想います。

数多くの期間雇用社員を雇用している日本郵便、そしてグループを束ねる日本郵政は同一価値労働同一賃金の具現化をどのように行っていくのか、伺いたいと思います。

また、総務省としてどのように指導監督していくのか、総務大臣伺いたいと思います。

○諫山参考人 お答え申し上げます。

正社員と期間雇用社員の労働条件につきましては、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、職務内容及び配置の変更の範囲等の違い、こういったものを踏まえまして、労働組合との交渉に基づき定めているところでございます。

ただ、期間雇用社員につきましても、正社員と同様に事業運営に不可欠な重要な戦力でありまして、モチベーションアップの観点から、これまでもその待遇改善に努めてきたところでございま

す。

これまでの具体的な取組を申し上げますと、正社員登用の実施、法施行に先んじた無期転換制度

の導入、基本賃金、一時金等の改善、休暇、休業制度の充実、福利厚生サービスの内容拡充など、こういったものでございまして、各種労働条件の改善を行つてきているところでございます。

今後とも、各社の経営状況を踏まえまして、同一労働同一賃金の観点にも留意しながら、労働組合との交渉を通じまして、期間雇用社員の待遇改善に努めてまいります。

また、先ほど御指摘ございました、先般、日本郵便に係る労働契約法二十条裁判の最高裁判決におきまして、一部、労働条件の差異が不合理であるという旨の判決が出されたところでございました。

会社といたしましては、この問題の重要性に鑑みまして、当該判決内容を踏まえ、速やかに労使交渉を進めまして、必要な制度改正について適切に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○武田国務大臣 御指摘の十月の最高裁判決を受けた非正規職員の処遇改善につきましては、日本郵政グループにおいて、速やかに労使交渉を進め、必要な制度改正について適切に取り組んでいくものと認識しております。

総務省としては、労使での十分な対話を通じて、日本郵政グループの社員がどのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられるよう、同一労働同一賃金の実現に取り組んでいただくことで、ユニバーサルサービスの安定的な提供を行つていただきたいと考えております。

○道下委員 先ほど、正社員の件や期間雇用社員の方々の話もありました。そして、非正規から正規への登用制度もあるというふうに伺つておりますけれども、これは結構倍率が高いんですね。私は、正社員ではなく期間雇用で働きたいという二ースもあるのは十分承知しております。でも、そうした方々のニーズを奪うことにはあつてはならないんですけども、やむを得ず期間雇用で働いて、でも正社員になりたいと頑張つて働いている方も数多くおられるというふうに伺つております。

○道下委員 支えていく、やはり人はだと思いますので、私は正社員の雇用をふや

ます。ぜひ、こうした登用制度も含めて、将来にわたつて労働力を確保し、安定的にユニバーサルサービスを維持していくためにも、私は正社員をふやしていくべきではないかなと考えるんですが、総務省及び日本郵政の見解を伺いたいと思います。

○佐々木政府参考人 ユニバーサルサービスを担当する職員といたしまして正社員をどの程度採用するかにつきましては、日本郵便株式会社の経営判断事項でございますので、日本郵政グループにおいて検討すべきものと考えてございます。

○諫山参考人 正社員と期間雇用社員がその意欲や能力を十分に發揮する環境を整えることで、ユニバーサルサービスの安定的な提供を行つていただきたいと考えてございます。

○本村委員 正社員と期間雇用社員につきましては、それぞれ期待される役割を定めまして、それに基づくあるべき配置領域及び配置数を決定しているところでございます。

正社員につきましては、各業務の中核としての役割を期待しております。その中で、役職者等になる者につきましては、各業務の責任者としての業務運行管理等に従事することとしております。

また、期間雇用社員につきましては、正社員配置領域以外の主に定型的な業務に従事することとしております。

ただ、安定的な業務運行を確保した上で、将来にわたり郵便サービスの安定的な提供を確保するためには、一定の正社員数の確保は必要不可欠といふふうに考えております。

このため、同一労働同一賃金に対応するためには、各社の労使で合意することなく正社員の待遇を引き下げることは望ましい対応とは言えない旨、同一労働同一賃金ガイドラインにおいても示しております。

いずれにいたしましても、各企業において処遇の体系について労使で話し合つていただくことが重要であります。が、非正規雇用労働者の待遇改善が実現されるよう、来年四月の同一労働同一賃金に関する法律の全面施行に向けて、企業への周知、支援を行つてまいりたいと考えております。

（國重委員長代理退席、委員長着席）

○本村委員 今、日本郵政の社長も日本郵便の社長さんも聞いていただいたといふふうに思つんだけれども、大きな企業がやはり範を示さなければならぬといふふうに思います。

正規労働者の労働条件を下げて非正規労働者の労働条件に合わせるのは望ましくないといふふうに言つてゐるわけですから、当然、日本郵政グループは望ましくないというやり方はやらないといふことを社長にお約束いただきたいといふふうに思つます。

○増田参考人 お答え申し上げます。

正社員と期間雇用社員の労働条件は、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、職務内容及び

配置の変更の範囲等の違いを踏まえて、労働組合と交渉に基づき定めているところでございまして、これまでも、重要な戦力でございます期間雇用社員について、モチベーションアップの観点からその処遇改善に努めてきたところでございます。

今後とも、各社の経営状況、御指摘のございました指針等、同一労働同一賃金の観点にも留意しながら、労働組合との交渉を通じて期間雇用社員の処遇改善に努めてまいります。

また、先般、日本郵便に係る労働契約法二十条裁判の最高裁判決におきまして、一部、労働条件の差異が不合理である旨、判決が出されたところでございまして、会社としても、この問題の重要性に鑑みて、当該判決内容や政府の指針も踏まえて、速やかに労使交渉を進め、必要な制度改正について適切に取り組んでまいります。

○本村委員 法の趣旨からして望ましくないと言われていることを、大きな企業であり、そして国が株を持っている日本郵政グループがやるべきではないということを強調させていただきたいといふふうに思います。

この強調させていただく背景には、日本郵政が二〇一八年度から、一般職の方々などの住居手当を段階的に減らしていく、年末年始手当、年末の廃止ですとか年始は三日のみなど、正社員の労働条件を引き下げるということをいたしました。正社員の労働条件をもとに戻して、非正規の方々の労働条件を引き上げるべきだとも強調させていただきたいというふうに思います。

先ほど来御議論がありましたように、日本郵便の非正規雇用である有期雇用社員の方々の格差のは正を求める訴訟で、最高裁判決が十月十五日に出されました。最高裁は、住宅手当、扶養手当、有給の病気休暇、そして夏季、冬季休暇、年末年始の勤務手当、年始期間の祝日割増し賃金が日本郵便の正社員にあつて期間雇用社員にないのは不合理で違法、日本郵便は旧労働契約法二十条に反する不法行為といふふうにして、賠償を認める判

決を言い渡しました。

おかしいことに対してもおかしいといふふうに思いました。郵便の皆様や関係者の皆様に、心から声を上げた原告の皆様へ感謝を申し上げたいというふうに思っています。

有期雇用社員の皆様と、裁判で闘つてこられた郵政ユニオンの皆様方は、最高裁判決を受けて、日本郵便に対して、全ての非正規労働者に対して未払い分の手当、休暇の賃金相当額の支払いを行うことや、あるいは、最高裁判決に認めた手当、休暇の各事項について、二〇一三年四月以降の未払い分と休暇について賃金相当額の支払いについて求められます。また、就業規則、給与規程の改定や、最高裁判決が認めた賃金や手当、休暇制度は、時給制の契約社員、月給制の契約社員、無期転換した社員、高齢再雇用社員にも適用されるべきこと、そして、請求期間中に在職し退職した社員も支給の対象とすることなどを求めておられます。

日本郵便、日本郵政がやはり社会的な責任を果たして、格差をなくすために、こうした要求を実現して均等待遇を実現するべきだといふふうに思いますけれども、いま一度、今度は日本郵便の社長さんにお願いしたいと思います。

○衣川参考人 お答えを申し上げます。  
先ほど、日本郵政、増田からもお答えを申し上げましたけれども、この問題の重要性に鑑み、当該最高裁の判決の内容や政府の指針を踏まえ、速やかに労使交渉を進め、必要な制度改正について適切に取り組んでまいりたいと、同様に考えてございます。

○本村委員 日本郵便が違法行為を行っていたといふふうに思いました。それで、具体的に知りたいといふふうに思いました。

先ほども非正規がかなり多いというお話をさせただきましたけれども、恒常的に仕事があるのに、六ヶ月で区切つて有期雇用にしていること

がそもそもおかしいといふふうに思います。働く人を使い捨てにするようなことがあってはならないと思います。正社員登用というものをもつと進めていくべきだといふふうに思っています。

労働条件にかかる問題はまた後でさせていただきたいといふふうに思いました。お返しして、そのお金はどこから出されたのか、お示しをいただきたいと思います。

昨年度からことしの九月末の累計額について申し上げます。

今回の不適正募集に関しましては、お客様の利益を回復するために、御解約等、お客様へお支払いをしたもの、また、こちらも、お客様の利益を回復するために、復元等の行為を行い逆に当社へお支払いをいたいたものと、「二種類」といいます。これらを合わせまして相殺をいたしまして、かんば生がお支払いをした金額は約六百三十億円でござります。

お客様へのお支払い等に当たりまして、かんば生命におきましては、生命保険会社でござりますので、将来の保険金のお支払いに備えて積み立てておきましたけれども、この問題の重要性に鑑み立てる準備金がござります。かんば生命におきましても、過去にいたしました保険料をもとに積み立てていた準備金、こちらの方を四百五十億円取り崩して充当をいたしております。

○本村委員 お話を伺いましたと、まだ返していな方々もいらっしゃる、一割ぐらいは残っているといふふうお話を聞いております。

このかんば不正の問題は全容がまだ説明をされおりませんし、被害者全員の救済もできていな

い段階でござります。そもそもこの郵便法の改定については、日本郵政グループがかんば不正をやつており、そしてNHKに圧力をかけていた時期に要望されてきたものでござります。まだこの

かんば不正の問題も決着がついていない、是正ですか、あるいはやらせていた管理職の人たちはどうするのかということはつきりしていないと

いう中で、増田社長も「すべてを、お客様のために」ということでパンフレットなども出しておられますけれども、そういう中でユーバーサルサービスをカットするというのは二重、三重におかいのではないかといふふうに思っています。

○武田国務大臣 かんば生命保険の不適正募集の問題についてあります。

日本郵政の社長にお伺いをいたしましたけれど

も、不正の事案ごと、不適切な事案の種類ごとに、被害者の都道府県別、局ごとの人数の資料を提出していただきたいと思いますけれども、お願

いいたします。

ただいま委員御指摘の数値につきましては、都道府県単位での管理は行っていないところでございまして、不適正募集の支払い金額について全国規模で集計をしております。先ほどの答弁でございますが、地域ごとの集計は考えてございません。

○増田参考人 お答えを申し上げます。

ただいま委員御指摘の数値につきましては、都道府県単位での管理は行っていないところでございまして、不適正募集の支払い金額について全国規模で集計をしております。先ほどの答弁でございますが、地域ごとの集計は考えてございません。

そこで、不適正募集に関与した募集人の数については、社員の異動もござりますので局ごとの集計は考えておりませんが、一定のエリア単位での分析及び集計の必要性は認識をしております。

いずれにいたしましても、現在、調査の途上でござりますので、調査が終了したところで、どのような集計を行い、提示すべきかを含め、検討をさせていただきます。

○本村委員 ゼビ提出をしていただきたいというふうに思いました。

このかんば不正の問題は全容がまだ説明をされおりませんし、被害者全員の救済もできていな

い段階でござります。そもそもこの郵便法の改定については、日本郵政グループがかんば不正をやつしており、そしてNHKに圧力をかけていた時期に要望されてきたものでござります。まだこの

かんば不正の問題も決着がついていない、是正ですか、あるいはやらせていた管理職の人たちはどうするのかということはつきりしていないと

いう中で、増田社長も「すべてを、お客様のために」ということでパンフレットなども出しておられますけれども、そういう中でユーバーサル

サービスをカットするというのは二重、三重におかいのではないかといふふうに思っています。

○武田国務大臣 かんば生命保険の不適正募集の問題についてあります。

ら信頼回復に向けた業務運営として既存顧客へのお問い合わせを開始し、国民の皆様の信頼回復に努めており、また、不利益を受けた顧客の権利回復も進展をしているところと承知をしております。

このような状況に鑑みまして、「デジタル化の進展や働き方改革などの社会環境の変化、利用者ニーズの変化、特に最近のコロナ禍による郵便物数の激しい減少などを踏まえ、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を維持するために必要であることから、本法案を提出させていただきました。

○本村委員 民営化を進めるさまざまなものと矛盾が出ているというふうに思いますけれども、ぜひ大臣にはユニバーサルサービスを守る立場に立つていただきたいというふうに思っています。

郵政民営化法案の際に参議院の附帯決議がつけられておりました。「一」の部分、ユニバーサルサービスについての部分を御紹介いただきたいと思います。総務省にお願いいたします。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。  
御指摘の附帯決議の最初の事項でございますけれども、

国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すること。

簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方の下で万全の対応をすること。

○本村委員 附帯決議には、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう万全を期すこというふうになつておりますけれども、今回、郵便法では、送達日原則三日以内、送達頻度が週六日以上という規定が、原則四日以

内、そして送達頻度も週五日以上というふうに、実質的にはユニバーサルサービスが後退をするという内容になつております。

大臣の認識をお伺いしたいんですけど、郵便のユニバーサルサービスの確保ということをよく政府も言われるんですねけれども、そこには水準の確保、ネットワークだけではなくて水準の確保といふのも含まれているのではないかと思います。

○武田国務大臣 郵便法では、ユニバーサルサービスとして、郵便の役務となるべく安い料金であまねく公平に提供することとされております。日本郵政公社の発足時の整理によれば、ユニバーサルサービスの水準については、将来の社会経済動向またニーズ動向などを踏まえ、適宜見直しが図られるべきものとされております。

○本村委員 二〇一五年のユニバーサルサービスの現状についてという資料も出させていただいておりますけれども、そこには配達にかかる部分も書かれているわけでございます。

二〇一五年の郵便法、信書便の議論の際に、ユニバーサルサービスについて高市大臣は、文書における通信手段であります信書便の送達という事業は、国民の思想、表現の自由に密接ななかわりを持つておりますし、大変重要な分野だ、基本的な通信手段としてきつかりユニバーサルサービスを確保すること、憲法で保障された通信の秘密を保護するという観点がございます、夏に出てくる人手不足の問題についてもお伺いしたいんですけれども、二〇一九年九月の情報通信審議会の答申では、こうした状況、運輸・郵便業界は、人材確保が非常に厳しい状況は数年にわたり継続しており、日本郵便では人手不足が常態化しているというふうに書かれております。

○本村委員 結局、分社化をして、民営化を進め、ユニバーサルサービスは後退しているというわけでございます。

二〇一五年の郵便法等の改定の質疑の中で、吉良よし子参議院議員が春闘のアンケートを挙げて、職場への不満、不安として断トツで要員不足が挙げられていることを指摘をしてまいりました。しかし、日本郵政常務執行役の壇井さんは、郵便・物流業務の運行に必要な要員は絶対確保しないといけない、必要な要員数はおおむね充足できているというふうに答弁をされました。

二〇一八年六月、私も質問をさせていただきました。保に関する議論の際には、郵便ユニバーサルサー

ビスの維持について私が質問したことに対しても野田大臣は、ユニバーサルサービスは日本郵便が収益力の強化やコストの削減などの経営努力により提供していくことが基本、総務省としても引き続き日本郵便の取組状況をしっかりと注視してまいりますというふうな答弁をされました。

結局、今回のユニバーサルサービスの後退というのも含まれているのではないかと思いますけれども、御認識を伺いたいと思います。

○武田国務大臣 郵便法では、ユニバーサルサービスとして、郵便の役務となるべく安い料金であまねく公平に提供することとされております。日本郵便の経営努力により提供していくことが基本だというふうに私どもは考えております。

○武田国務大臣 郵政民営化の趣旨を踏まえれば、郵便のユニバーサルサービスというものは、日本郵便の経営努力により提供していくことが基本だというふうに私どもは考えております。

今般の法改正については、デジタル化の進展による郵便物数の減少傾向、また労働力確保の観点からの働き方改革への対応など、郵便に対するニーズの変化、社会環境の変化を踏まえて必要となつたものであります。

二〇一八年の私に対する日本郵便のレクチャーのときも、人手不足といふことはお認めになつておられませんでした。

人手不足が常態化という認識は、いつ、どのよう状況で日本郵便としては認識をしたのか。郵便の内勤と外勤、そして荷物の内勤と外務でそれぞれお答えいただきたいと思います。

○諫山参考人 日本郵便といたしましては、荷物と郵便物の配達要員によります相互応援などによりまして、現状、総体としては何とか必要な労働力を確保しているところでございますけれども、安定的な業務運行確保のために、業務量に応じて超過勤務や非番週休出勤での対応も行つてゐる現状にあるというふうに認識しております。

郵便物や荷物の取扱数につきましては、郵便物は減少する一方で、荷物につきましてはEコマース需要により増加傾向にあるところでございますけれども、特に、外務の配達社員につきましては、運転免許等の資格が必要であることもあります。その安定的、継続的な確保が大きな課題となつてゐるというふうに認識をしております。

○本村委員 実態は、人手が足りてないのに経営判断として人をふやすことをちゃんとやらずに、足りない矛盾を超勤とか休日の出勤を押しつけてやってきたということだというふうに思うんです。この日本郵便の責任についてはどのように感じになつておられますでしょうか。

○諫山参考人 先ほど御答弁申し上げましたとおり、現状といたしましては、総体として何とか必要な労働力は確保しているものの、安定的な業務運行確保のために、業務量に応じて超過勤務や非常勤、週休出勤での対応も行っているところでございます。

しかしながら、近年の労働力需給の逼迫、あるいは将来の生産年齢人口の減少の見込みを踏まえますと、将来的にはますます労働力の確保が困難になることが予想されております。

このため、業務量に応じた安定的、継続的な労働力の確保、要員配置が経営課題、重要な経営課題であるというふうに認識をしております。

このため、現状におきましても、正社員につきまして必要な数の確保に尽力しておりますほか、期間雇用社員につきましても、地域ごとの状況を踏まえた募集活動や、定着に向けた取組を行つてきているところでございます。

引き続き、業務量の動向を踏まえつつ、必要な労働力の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○本村委員 総体的ということでおまかしてはいけないというふうに思ふんです。

すと現場の皆さんからは人手が足りないといふことを声を上げてこられたのに、誠実に向き合わなかつたわけございます。現場の働く方々の声を本当に大事にするべきだというふうに思ひます。

今回の法改定では、木曜日に出した郵便物が、今は金曜日に着くんですけども、月曜日に着くということになつてしまります。月曜日に荷物が集中するのではないかということが心配をされてるんですねけれども、月曜日の増員についてはどうのように対策をとるんでしょうか。

○諫山参考人 お答え申し上げます。

現在でも月曜日の配達は、他の曜日と比べまして配達物数が多いところから、各郵便局におきまして配達担当者を増配置して対応しているところでございます。

委員御指摘のとおり、今回の郵便制度改定によりまして、現在よりも月曜日の配達物数の増加が見込まれておりますので、それを考慮した上で、月曜日の配達担当者の増配置を計画していくという予定でございます。

○本村委員 しっかりと人をつけるべきだというふうに思います。

今回の法改定ではまた、夜勤を前提とする郵便の翌日配達は、書留ですか速達等に絞ることで確保していると言つていたんですけども、一方で雇用必要数と確保数が慢性的に乖離、募集に對して応募が半分程度しか集まらず、特に夜勤、深夜勤の内務作業担当の確保が困難という状況を日本郵便が訴えられ、そして答申にも触れられているわけでございます。

夜勤、深夜勤は非常に過酷なものですから、よほどの条件でなければ応じられないというふうに思ふんです。民営化に向かう公社のときに、仮眠時間もなくして労働時間を短縮する一方で、四日連続の勤務も行えるようにする、そういう深夜勤制度を導入したりしております。働く人たちの暮らしとか健康に重大な影響をこれまで与えてきたわけでございます。

日本郵便の郵便事業の効率化をより過酷な夜勤で進めてきた経営姿勢が問題だったというふうに思つております。働き方改革ということを言うわけですねけれども、本当に労働条件がよくなるのか

資料の三に日本郵便の資料を出させていただきましたけれども、内勤の深夜勤務帯における郵便の区分業務等の担当社員、先ほど言われた八千七百人のうち、三千百人は速達、書留、発着処理の深夜勤務帯に残すということです。五千六百人のリソースの再配置が可能とありますけれども、郵便と荷物の昼勤にそれぞれ何人ずつ再配置するのか、そして荷物の深夜勤に何人再配置する予定なのか、お示しをいただきたいと思います。

○諫山参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、約八千七百人のうち、再配置可能な人数は約五千六百人と見込んでいるところでございます。

この内務の深夜勤帯勤務者の昼間帯の業務等への再配置につきましては、荷物の増加状況、それから郵便物の大型化の動向、社員の意向等を踏まえまして決定していく予定でございますことか

多くは今後成長が見込まれる荷物分野へ再配置することを考えているところでございます。

この取組につきましては、これから伸びていく荷物分野における事業の拡大を目指すことによりまして、会社全体としての経営基盤の強化を図ることによりまして、反射的な利益として郵便サービスの将来にわたる安定的な確保も可能になると

いうことで考えているところでございます。

○本村委員 次に、深夜勤務をされている人のうち、非正規ほどのくらいの割合でしょうか。内勤、外務、それぞれトータルでお示しをいただきたいと思います。

○諫山参考人 お答え申し上げます。

深夜帯におきまして郵便物の区分作業等に携わる社員につきましては、現在、全国で一日当たり約八千七百人配置しているところでございます。内訳いたしましては、正社員が約二千人、期間雇用社員が約六千七百人となっております。

○本村委員 非正規の方々が七七%、深夜勤務で支えてくださっていたのだというふうに思いますが。

資料の三に日本郵便の資料を出させていただきましたけれども、内勤の深夜勤務帯における郵便の区分業務等の担当社員、先ほど言われた八千七百人のうち、三千百人は速達、書留、発着処理の深夜勤務帯に残すということです。五千六百人のリソースの再配置が可能とありますけれども、郵便と荷物の昼勤にそれぞれ何人ずつ再配置するのか、そして荷物の深夜勤に何人再配置する予定なのか、お示しをいただきたいと思います。

○衣川参考人 先生御指摘のとおり、現在の働き方を前提として生活設計をしている社員の方の中には、引き続き深夜帯の勤務を希望する非正規社員の方もいると認識をしておりまして、あらかじめ意向確認を行つた上で、希望する方については深夜帯の荷物や速達等の担務へ配置するなど、雇用にかかることがあります。一定の時間をかけて丁寧に対応してまいりたいと考えてございます。

また、深夜帯から昼間、昼間帯にシフトする場合に夜勤手当が支給されなくなる点につきましては、意向確認時に丁寧に説明をしてまいりたいと考えてございます。

○本村委員 仕事を失うことや手取りが減るようなことはあつてはならないというふうに思いますが、その対策はしっかりとやつていただきたいと考えてございます。

○本村委員 仕事を失うことや手取りが減るよう

なことはあつてはならないというふうに思いますが、その対策はしっかりとやつていただきたいといふふうに思っています。

人手不足を解消していくためには、やは

り労働条件を引き上げることが必要だといふうに思います。先ほど来御議論がありましたが、正社員で雇用をしていくことが必要だというふうに思つております。

きのうも、インターネットの求人情報で銀座郵便局の時給などを調べさせていただきましたけれども、例えば、自動車による配達等で時給千二百八十円ですか、あるいは郵便局の窓口スタッフ四十四円ということで、東京の最低賃金は千十三円ですから、最低賃金の本当に際に、ぎりぎりのところにいらっしゃるということで、たとえ時給が例えば千二百八十円としても、千八百時間働いても年間三百三十万円ということです。

ワーキングプアなわけでございます。

やはり、正規をふやすということ同時に、非正規の皆様方の労働条件を上げて、賃金をふやして人手を確保するしか方策はないといふうに思ふんですけれども、ぜひそれをやつていただきたいと思います。

○諫山参考人 お答え申し上げます。

昨今の労働力市場の情勢から、近隣の他社の雇用単価が上昇するなどいたしまして、期間雇用社員の確保をしづらい地域、これがあることは事実だというふうに認識をしております。

このため、地域ごとに市場環境に対応した時給単価を設定することなどによりまして、必要な労働力確保に努めていますけれども、更にこういった取組を強化してまいりました。いとうふうに思います。

○本村委員 正社員の雇用についてもっと進めていただきたいといふうに思います。

正社員化を進めるといふうには経営計画の中にも書いてあるんですけれども、しかし、いただいた資料の中で、二〇一八年、二〇一九年度を比べてみますと、郵便コースの正社員登用は減つております。また、新規採用も、二〇一八年度、二〇一九年度を比べますと、減つております。

ぜひ、正社員の割合をふやしていく、正社員をふやしていく、そのことをお約束いただきたいと

思います。

○諫山参考人 正社員と期間雇用社員につきましては、それぞれ期待される役割を定めまして、それに基づくるべき配置領域及び配置数を決定しているところでございます。

しかしながら、安定的な業務運行を確保し、ユーニバーサルサービスを将来にわたり確保するためには、一定の正社員数の確保は必要不可欠というふうに考えているため、新規採用だけではなく、正社員登用や、必要に応じて中途採用を実施しつつ、必要な正社員数の確保に努めてまいりたいと、いうふうに考えております。

○本村委員 労働条件を引き上げることでしか人手不足は解消できないといふうに思いますので、ぜひ労働条件の引上げに全力を挙げていただきたいといふうに思つております。

総務大臣に次にお伺いをしたいんですけども、サービスの問題に戻らせていただきます。

視覚障害者の方々から、この法案がこの国会で通されようとしていることを知らなかつた、国はユーニバーサルサービスを守ると言つてきたのに土曜日配達をなくしてしまつのかといふ声ですか、点字出版物を発行している方からは、仕事をしているんだけれども、その点字出版物の納期が土曜日をやめるとことでは早まつたりするんじゃないかという御心配や、また、図書館から図書を借りておられる方は、視覚障害者の方、身体障害者の方いらっしゃるわけですから、利用する機会が減ることになるのではないか、障害者の方々の郵便については土曜日も配達してほしいというお声をお伺いをしております。

○石田委員長 この際、休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

○武田国務大臣 今回の法改正に関する内容を議論した情報通信審議会におきまして、論点整理案と答申の二回、パブリックコメントを行いました。その中で、障害者団体からの意見提出はございませんでした。

ただ、障害をお持ちの方が低廉な料金の第三種、第四種郵便物を利用されていることは承知を

しておいまして、一般の法案は、さまざま社会環境の変化、郵便に対するニーズの変化等を踏まえ、こうした郵便物を含む郵便サービスを将来にわたり安定的に提供していくために必要な見直しがあると考えております。

○本村委員 私どもは、やはりユーニバーサルサービスを後退させてはならないということで、一体的、一社体制でやはりユーニバーサルサービスを守るべきだ、公的事業体として位置づけるべきだと、いうことを改革の提案として提案させていただております。ぜひ、ユーニバーサルサービスをしっかりと守つていくためにも御尽力いただきたいと、いうふうに思つております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○増田参考人 お答え申し上げます。

郵政民営化の法体系の枠組みが十分に機能しているかどうかという点については、これは私どもが評価する立場にはございませんけれども、日本郵政グループとしては、民営化に関する法律の枠組みでしっかりと民営化を推進していくのが私どもに与えられた責務である、このように承知をしているところでございます。

○足立委員 ありがとうございます。

私が、なぜ機能していないのではないかと僭越な言いがかりをつけているかといふと、まず、ちょっととこれは事務方で結構ですが、いわゆる株式の処分、金融会社のですね、銀行と保険、この株式の処分について、経緯と現状がどうなつてゐるかを御紹介いただけますか。

○奈良政府参考人 お答えいたします。

平成二十七年十一月四日、日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の三社が上場しまして、議決権ベースの保有割合につきましては、概数ですが、郵政全般について御質問させていただきま

す。

きょうは郵政といふことです。郵便でございますが、郵政全般について御質問させていただきま

す。

まず、私は、郵政民営化とその再改正、基本的にはうまく機能していない。いろいろな不祥事もありますが、その個々の不祥事に私は関心ありません。しかし、やはりガバナンスとか民営化の趣旨

とか、そういうことを考えると、基本的には、郵政民営化の今の法体系はうまく機能していないと、ごめんなさい、勝手に思つていています。

これは簡単で結構ですが、大臣とそれから郵政の社長、急に私から機能していないだらうと言われても答えようがないかもしれません、一言答

さらに、平成三十一年四月二十三日に、かんぽ生命株式の二次売却によりまして、議決権ベースの保有割合につきましては日本郵政が六四%となり、現在に至つてございます。

○足立委員 ちょっとと私、全部きょう聞けていませんが、既に出てると思いますが、先日発表があつたかと思いますが、これからも、中期経営計画で、その株式の処分は進めていくということでおろしいですね。ちょっとと言、追加をお願いします。

○増田参考人 お答え申し上げます。

先日、中期経営計画の基本的考え方を公表させていただきました。その中にも記載してございましたが、法律の規定もそうなつてございますので、私どもとしては、保有しております金融二社の株式についてはできるだけ早期にこれを売却していくたい、このように考えております。

○足立委員 済みません、それは二分の一以下にするとおっしゃっているんですね。違つたつけ。ちょっとと確認だけ。

○増田参考人 お答え申し上げます。

法律上は一〇〇%売却ということを目指して書いてあるわけですが、まずは段階的にそこに近づけていく必要があるということです、次期中期経営計画の中ににおいて、まず五〇%程度まで株式を処分していきたい、このように考えております。

○足立委員 ありがとうございます。この株式の売却、今まにおっしゃっていただいたように、これは一〇〇%、全部を処分することが、期待されてるというか、目指しているわけですね。

私がなぜこの今の法体系が破綻をしていると指摘をしているかというと、これは、まずは先ほどあつた次の申立て二分の一、まあ二分の一以下にされるのか、ちょっとと正確にはまあいいですが、いずれにせよ半分を割つていくわけです、すぐに、もうそのすぐ先で半分を割つていくんます。そして、その先には全て、すなわち一〇〇%の株式を処分することが目指されているのが法の体系

ですね。

私がかねがね問題意識を持つているのは、そういう中でどうやつて金融のユニバーサルサービスを維持できるのかですよ。法律には確かに金融ユ

ニバーサルサービスの義務と書いてあります、郵便局からしたら、要は、受託せなかんわけ

で、今、じゃ、銀行、要は金融二社以外の金融会社から委託を受けている事実はありますか。あるか

ないか、答えられますね。

○衣川参考人 お答えいたします。

ゆうちょ銀行、かんぽ生命以外の会社からも仕事をいただいております。

○足立委員 ゴメンなさい、事前に聞いたのは、要は、郵便会社、まあ郵便局会社、今これがありますね、そこが、金融ユニバーサルサービスの義務を果たすために、ゆうちょ銀行と郵便保険の金融二社から受託していますね。それ以外の、他の民間会社からは受託をまだしていないと僕は聞いていたんだけど、どちらもしているんですね。

○衣川参考人 説明が下手で申しわけございません。

それは、具体的にどんな仕事を、まさに金融ユニバーサルサービスの維持にかかる仕事を受託しているんですけど。

○衣川参考人 金融ユニバーサルサービスといふ観点から申し上げますと、過去の経緯、これまでの積み重ねがございますので、ゆうちょ銀行の預金、それからかんぽ生命の保険契約の大半は、日本郵便、郵便局を通じて獲得をさせていただいたものでございまして、金融二社にとりまして郵便局ネットワークは必要不可欠であること、また、私ども日本郵便にとりましても金融二社は不可欠である、ある意味相互補完関係になつております。

したがいまして、金融ユニバーサルサービスの関係で、これ以外の金融会社と今何か業務委託関係に入るとか、そういうことを考へてゐるわけ

と考へております。

なぜ再国有化しているか。完全に株式を売却できなからです。完全に株式を売却すると言つてるのは、それはファイクションで、だつて、し

たら金融ユニバーサルサービス、義務を果たせなくなるんだから。これからも金融二社は、株式を全て処分するというのはファイクションで、これからも民営化の趣旨から相当離れた、再国有化と

ならない。だから、すごい中途半端な制度で、民営化、民営化と言つてはいるけれども、とりあえず再

国有化しているんです。

○足立委員 いや、だから、ちょっと、ちゃんと私の趣旨をわかつてくださいよ。

金融ユニバーサルサービスにプラスアルファするものとして他の金融機関の仕事もやらせていた

だいている、そういう趣旨でございます。

○足立委員 いや、だから、ちょっと、ちゃんと

すなわち、今は、支配をしているからその金融

二社、郵政の金融二社から受託できるわけでしょ

う。でも、二割を割る、そしていざれば、完全な

民間会社といふか、株式を全部処分する。処分し

たらコントロールがきかなくなるわけですよ。ほ

かの金融会社と、銀行、保険と同じステータスの会社になるわけでしょう。そうしたときに、金融ユニバーサルサービスは維持できるのかというの

が私の問題意識ですよ。

今でも、郵政傘下の二社から受託をしているの

は当たり前ですが、郵政二社以外の金融会社から受託をできるのに、なぜしてないか。していな

いのは、いや、金融ユニバーサルサービスを維持するための受託をしているかといふと、していな

いんでしょう、多分、していないんでしょう。

追加いろいろ受託しているのはいいよ。そう

だけれども、じゃ、傘下の金融二社が抜けたとき

に、それでも残つてゐる金融ユニバーサルサービ

スを提供するための受託、委託関係というのがある金融会社は郵政傘下の二社以外にあるんですか

と聞いています。ちょっととはつきり答えてく

ださい。

○衣川参考人 金融ユニバーサルサービスといふ観点から申し上げますと、過去の経緯、これまでの積み重ねがございますので、ゆうちょ銀行の預

金、それからかんぽ生命の保険契約の大半は、日本郵便、郵便局を通じて獲得をさせていただいたものでございまして、金融二社にとりまして郵便

局ネットワークは必要不可欠であること、また、私ども日本郵便にとりましても金融二社は不可欠である、ある意味相互補完関係になつております。

したがいまして、金融ユニバーサルサービスの

関係で、これ以外の金融会社と今何か業務委託関係に入るとか、そういうことを考へてゐるわけ

と考へております。

なぜ再国有化しているか。完全に株式を売却できなからです。完全に株式を売却すると言つてるのは、それはファイクションで、だつて、し

たら金融ユニバーサルサービス、義務を果たせなくなるんだから。これからも金融二社は、株式を全て処分するというのはファイクションで、これからも民営化の趣旨から相当離れた、再国有化と

ならない。だから、すごい中途半端な制度で、民営化、民営化と言つてはいるけれども、とりあえず再

国有化しているんです。

○足立委員 何かもうちょっととされいに説明して

ほしんだけれども、要すればないんですよ。事

前に大分それはやりとりしました。

だから、私が申し上げているのは、なぜ傘下の

金融二社以外の民間金融会社が郵便局に仕事を委託してユニバーサルサービスに参加をしていかな

いかといえば、それは、負担金とかいろいろな制度がある中で、モチベーション、インセンティブが働いていないからですよ。違いますか。

だから、このまま二分の一を切り、そしていざ

株式を全部処分すれば、傘下の金融二社は、一

二バーサルサービスを支えられなくなることが

一般的、傘下ではない金融と同じマーケットで同じ

しよう、金融の仕事を。

今、じゃ、銀行、要は金融二社以外の金融会社

から委託を受けている事実はありますか。あるか

ないか、答えられますね。

○衣川参考人 お答えいたします。

ゆうちょ銀行、かんぽ生命以外の会社からも仕

事をいただいております。

○足立委員 ゴメンなさい、事前に聞いたのは、

要は、郵便会社、まあ郵便局会社、今これがあり

ますね、そこが、金融ユニバーサルサービスの義

務を果たすために、ゆうちょ銀行と郵便保険の金

融二社から受託していますね。それ以外の、他の

民間会社からは受託をまだしていないと僕は聞いていたんだけれども、しているんですね。

○衣川参考人 その間で、具体的にどんな仕事を、まさに金融ユニバーサルサービスの維持にかかる仕事を受託しているんですけど。

○衣川参考人 金融ユニバーサルサービスといふ観点から申し上げますと、過去の経緯、これまでの積み重ねがございますので、ゆうちょ銀行の預

金、それからかんぽ生命の保険契約の大半は、日本郵便、郵便局を通じて獲得をさせていただいたものでございまして、金融二社にとりまして郵便

局ネットワークは必要不可欠であること、また、私ども日本郵便にとりましても金融二社は不可欠である、ある意味相互補完関係になつております。

したがいまして、金融ユニバーサルサービスの

関係で、これ以外の金融会社と今何か業務委託関係に入るとか、そういうことを考へてゐるわけ

と考へております。

なぜ再国有化しているか。完全に株式を売却できなからです。完全に株式を売却すると言つて

るのは、それはファイクションで、だつて、し

たら金融ユニバーサルサービス、義務を果たせなくななるんだから。これからも金融二社は、株式を全て処分するというのはファイクションで、これからも民営化の趣旨から相当離れた、再国有化と

ならない。だから、すごい中途半端な制度で、民営化、民営化と言つてはいるけれども、とりあえず再

国有化しているんです。

○足立委員 何かもうちょっととされいに説明して

ほしんだけれども、要すればないんですよ。事

前に大分それはやりとりしました。

だから、私が申し上げているのは、なぜ傘下の

○足立委員 大臣、一言いただきたいんですけれども、今聞いていただけて、私の問題意識は、多分、大臣は御理解いただけていると思います。気持ちですよ、今おっしゃっているのは、郵政の気持ちとしては、法律で義務づけられている金融ユニークサービスの維持、これは当然やりたいと思つていますよと、気持ちを言つてているんです。

でも、私が申し上げているのは、矛盾していませんかというんです。金融二社の株式を全て処分することが想定されている法体系において、今、傘下の二社以外の金融サービスが参入してこないような法体系で、どうやつて、民間と連携しながら、民間金融会社と連携しながら金融ユニークサービスを維持できるんですか。できないでしょ。そうしたら、民営化法というのをもう既にフィクションで、それは実現しないんだから、再国有化されないと仕方ないと私は思いますが、大臣、もし御答弁いただけるのであれば一言お願ひします。

○武田国務大臣 全ての株を売却ということを目指しながら、できるだけ早期に処分するというふうになっていますけれども、そこには、そのときの郵便の経営状況であつたり、ユニバーサルサービスというものを維持するため、その責務の履行への影響等を考えて売却ということになるという一応は条件がついているわけであつて、やはりユニバーサルサービスというものを維持するというのは大事なことですから、その条件だけはしっかりと承つて行動に出ていいただきたいと思います。

○足立委員 いや、今の武田大臣の御答弁で、私は、政府のスタンスはそんなんぢろうなど思いません。だから、私は、全ての売却は多分できなんだろうなと思っていますと勝手に思つてます。だから、傘下の二社以外でできていないんだから、将来もできる根拠は、私には、その根拠を見出すことはいまだにできていない。それを、この質疑

に先立つていろいろな御意見も聞きましたが、どうもそれが出てこないんですね。だから、僭越ながら、課題があるなど。

やはり、当時の、自公民かな、いろいろな法律をつくつてこられたのは承知をしていますが、いろいろな要請が郵政にはある中で何とか仕上げたというのはわかりますが、看板と中身が食い違つて、中途半端なガバナンスの状況にあり、それが原因でさまざまにころびも出てくるんじゃないのかなと私は思つてます。

今回の大都市法の住民投票、再三申し上げていますが、否決は重く受けとめております。少なくとも、今、一緒にやつてきた仲間は、もう三度目はやらない、こう言つてゐるわけですが、どうも、そのプロセスで大変な事件が起つていたということがわかつてきました。

もう詳細は繰り返しませんが、マスコミと大阪市役所の一部幹部職員と、それから自民党の一部と共に産党の一部が、共産党は全部だ、連携して、公正な投票環境をゆがめていたということが、大阪市議会での審議で相当明らかになつてきて、読売、産経を中心として今報道が相次いでおります。

私は、この問題は、大都市法という国法に基づいて行われた住民投票に係る事案でございますので、ぜひ大臣にも、今起こっていることについては繰り返し、住民投票の結果に何か申し上げています。

○足立委員 いや、今の武田大臣の御答弁で、私は、政府のスタンスはそんなんぢろうなど思いません。だから、私は、全ての売却は多分できなんだろうなと思っていますと勝手に思つてます。だから、傘下の二社以外でできていないんだから、将来もできる根拠は、私には、その根拠を見出すことはいまだにできていない。それを、この質疑

に先立つて、それが出てこないんですね。だから、大都市法といるのは結構欲張ります。

少しちょと前向きな話をしたいんですけど、私たちは、大都市法に基づく住民投票はもうやりません、こう申し上げていますが、大都市を維持していく、一極から一極、多極にしていくという目標、山頂を目指す、山頂はまだ見失つてしまふかにする、日本の国土、国の形をもっと多極にしていく、ささまざままだできること、同じ大阪を豊かにする、登る山道を少し開拓し直すということだと思います。

まず、総務大臣に改めてコメントをいただきたいのは、指定都市と道府県との間で二重行政が深刻化している、これはずっと地制調を含めて共有されていてる認識だと思うんですが、このいわゆる二重行政の問題をどうやって解決するかについては引き続き検討課題であると私は思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○武田国務大臣 福岡も政令市を二つ抱えておりまして、しそつちゅうこの点については議論がなされているわけですから、大都市制度について審議した第三十次地方制度調査会においては、指定都市と道府県の事務が競合し、あるいは両者間の事務処理に関する調整が整わないといった問題をいわゆる二重行政と捉え、その解消のための方策が議論されてまいりました。

政府としては、同調査会の答申に基づきまして、平成二十六年に、指定都市と都道府県が政策を調整する場を法制化する等の措置を講じたところでありますけれども、この問題の解消のためにもあられる大臣に一言コメントをいただかないといしたいと思います。

○武田国務大臣 住民投票に際して、それに基づく報道や論評がなされたこと、また、市当局から説明の後、謝罪が行われたこと等は、私自身も報道を通じて承知しておりますけれども、その中身、内容については、いずれに關してもコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

○足立委員 ありがとうございます。コメントを差し控えておくともコメントとして、メッセージですから、しっかり受けとめさせていただきます。

少しちょと前向きな話をしたいんですけど、私は、大都市法の話をしておきたいと思います。

大都市法の話をしておきたいと思います。少しちょと前向きな話をしたいんですけど、私は、大都市法の話をしておきたいと思います。

もう少しちょと前向きな話をしたいんですけど、私は、大都市法の話をしておきたいと思います。

これが、

○足立委員 ありがとうございます。その適切に対処していく方策を、またこの国会でも、総務委員会を中心に、委員の皆様のお知恵もおかりしながら議論を深めていきたい、こう思つてはあります。

これも、ちょっと大臣ばかりで恐縮なんですが、この二重行政を解消し、それから住民自治の拡充を同時に実現しようとしたのが大都市法なんです。だから、大都市法といるのは結構欲張ります。だから、大都市法といるのは結構欲張りますが、この二重行政を解消し、それから住民自治の拡充を同時に実現しようとしたのが大都市法なんです。だから、大都市法といるのは結構欲張りますが、この二重行政を解消し、それから住民自治の拡充を同時に実現しようとしたのが大都市法なんです。だから、大都市法といるのは結構欲張りますが、この二重行政を解消し、それから住民自治の拡充を同時に実現しようとしたのが大都市法なんです。だから、大都市法といるのは結構欲張りますが、この二重行政を解消し、それから住民自治の拡充を同時に実現しようとしたのが大都市法なん

です。だから、大都市法といるのは結構欲張りますが、この二重行政を解消し、それから住民自治の拡充を同時に実現しようとしたのが大都市法なんです。だから、大都市法といるのは結構欲張りますが、この二重行政を解消し、それから住民自治の拡充を同時に実現しようとしたのが大都市法なんです。だから、大都市法といるのは結構欲張りますが、この二重行政を解消し、それから住民自治の拡充を同時に実現しようとしたのが大都市法なん

いかがでしようか。

○武田國務大臣 先ほど申し上げました三十次地方制度調査会では、現行の指定都市制度にとどまらず、特別区制度の他地域への適用、また、特別市、これは仮称でありますけれども、についても近づけることを目指すなどの方向が示されました。その結果、同調査会の答申では、例えば特別市に関して、指定都市への事務と財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市に議論をされました。その結果、同調査会の答申では、政府としては、この答申に沿って、指定都市への事務及び税財源の移譲や指定都市制度の見直しを講じてまいりました。

また、地方自治法には、地方公共団体間の連携により事務を共同処理するための仕組みも設けられており、御指摘のいわゆる二重行政を解消する方策としてはこうした制度の活用も考えられると思います。

いずれにせよ、大都市制度のあり方については、法制上の措置も含め、これまでの検討経緯や制度の活用状況も踏まえながら、慎重に検討すべき課題と考えております。

○足立委員 ありがとうございます。

ちなみに、我が大阪府市においては、今大臣から御紹介があつたいわゆる調整会議は既にトライアル済み、チャレンジ済みでありまして、うまくいかなかつたんですね。そして、大都市法に基づく住民投票も否決をされた。そういう意味では、今ある制度は使い尽くしておりまして、さらに、二重行政の解消のための方策は、やはり新たに立法措置をもつてしまつなければ私たちは思っています。

今回の大都市法では、我々は、なぜかわからなければいけれども、大阪市内だけの住民投票をやりました。皆さん、住民投票というのは本当は要らなかつたらしいんですよ。いや、要是、要らないという考え方には十分あり得たんです。あり得たんだ

けれども、当時、この大都市法、大都市地域特別

区設置法をつくった当時の菅総理がPTのリーダーであつたと伺っていますが、その自民党PTが中心になつて、みんなの党は住民投票は要らぬと言い、当時の維新の会の代表、大阪維新の会の代表である橋下徹さんも、選挙でもう決しているのであるから住民投票は要らないのではないかと主張し、それを当時の堺屋太一さんを通じて国会での議論にはインプットをしてきたところであります。

たそうであります、結論は、恐らく、これは私の推測ですが、自民党のPTが主導する形で住民投票という追加のハードルを設けていただいた、こう承知をしています。

だから、住民投票が要るかどうかちょっととそ後の問い合わせで伺いますが、まず、今私が申し上げたような、広域自治体の、広域行政の二重行政ですね、これを解消するための何か立法措置を講じて法律でやるとなつたときに、その影響を誰がこなむるかというと、私は、大阪でいうと、大阪市の中の市民の方と、大阪市外の府民の方、大阪市

ではない大阪府民の方、ひとしく影響が及ぶ。すなわち、広域を担つているチームともう一つの広域を担つているチームが一本化するんだから、私はプラスの影響だと思いますが、その影響をこなむるのは、市民も、市民でない府民も、ひとしくその影響を受けるのではないかなと思っていま

すが、もし総務大臣の方で御見解がございましたら御紹介いただきたいと思います。

○武田國務大臣 お尋ねの、新たな立法措置の影響、また、それを踏まえた住民投票の当否等について、仮定のもとでお答えするというのは差し控えます。ところではありますが、一般論として申し上げると、行政サービスを提供する主体が指定都市から都道府県にかわることとなれば、それに伴う影響は、指定都市の区域内、区域外にかかわらず生じ得るものと考えられます。

○足立委員 ありがとうございます。

さて、では、その住民投票なんですか、生じ得るものとを考えられます。

勝手に私が先ほど住民投票は要らなかつたかもし

れないなんということを申し上げましたが、地方自治体の廃置分合等再編に係る手続、これを進めの場合に、いかなる場合に住民投票が必要となるのか、総務省の見解を伺いたいと思います。

もし何らかの場合に住民投票が必要だというのが地方自治法制の体系の中にあるのであれば、どういう範囲のものに住民投票が要求されるのか、これも細かいことですけれども、できればこれには、ごめんなさい、大臣、私たちにとって、あ、じや、事務方で結構です。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。  
市町村の廃置分合については、地方自治法第七条にその手続の規定があり、住民投票は必要とされておりません。関係市町村が議会の議決を経た上で行う申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議決を経て定めることになつております。

それから、都道府県の廃置分合についてでございますが、地方自治法第六条<sup>抄出</sup>で、法律を制定して都道府県の廃置分合を行なう場合は、その法律自体が地方自治特別法ということになりますので、住民投票が必要になりますが、ボトムアップ的に、関係都道府県の申請、国会の承認等を経て行なう地方自治法第六条の二の廃置分合の場合には、住民投票は不要というふうに整理されております。

○足立委員 ありがとうございます。これは事務的なことなので、これで結構です。原則要らないんですよ。原則要らない。

さて、これももし細かつたら事務方でも構いませんが、いわゆる、地方自治法に規定する、事務委託などの共同処理制度というのがございません。されど、これが二重行政の解消には有効と私は考えます。されど、これが二重行政の解消には有効と私は考えます。

○足立委員 ありがとうございます。

○高原政府参考人 御答弁申し上げます。  
地方自治法上、地方公共団体の事務の共同処理の仕組みとして、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、代替執行、一部事務組合、広域連合など多様な手法が設けられています。

これらの制度は、都道府県と指定都市の間でも、事務の性質や行政の簡素化、効率化といった制度の趣旨に留意しつつ、同種の事務を一括的に処理する場合などに活用することが可能でございます。

○足立委員 一定の役割はあるということでござりますが、その広域事務、広域行政の一元化、二重行政の解消、そこで、大体、どの地域でも、一番めでているのは都市計画なんですよ。本丸は都市計画です。地方自治法は、今あつたように、いろいろな制度があります。でも、いよいよ、都市計画の世界の事務を整理しようとする、これは国交省が出てきます。きょうは国土交通省にも御足勞いただいています。

今、自治行政局長から、あ、自治行政局長、高原局長、この間はごめんなさいね。大臣、この間、あれなんですよ、僕、ちょっと勘違ひしていて、地方交付税、要是、自治財政局の仕事、所管を高原局長に伺つても、(武田國務大臣)「何でも知っていますから」と呼ぶ。何でも知つていてるから、ね。ありがとうございます。皆さんの方で、御苦勞されたことを改めておわびをしておきたいと思いますが、これからも、でも、何でも知つていてるから、いきましょう。まあそれはいいとして、国交省。

地方自治法に規定する共同処理制度を活用して二重行政の解消を図ろうとする場合において、都市計画法上の制約、これがあれば御紹介をいただきたいたいと思います。

このため、都市計画法におきましては、都市計画の種類ごとに、都道府県、指定都市、市町村のいずれが都市計画を決定する権限を有するかにつきまして明確に規定した上で、関係自治体との調整や都市計画審議会への付議などの手続を詳細に

定めているところでございます。

都市計画決定に事務委託等の共同処理制度を活用できるかどうかにつきましては、ただいま申し上げた制度との関係を整理するなど課題がござりますため、慎重に検討する必要があると考えております。

なお、大阪府、大阪市から御相談がございますれば、具体的にどのような事務を共同処理したいと考えておられるのか、その際の手法をどう考えておられるのかなどにつきまして、お話を伺つてまいりたいと考えてございます。

○足立委員 ありがとうございます。ぜひ、大阪府市ともまた連携をいただきたいと思います。  
あれ、もしかしたら、私、郵政、出ていたみたいかな。もし残していたら、済みません、もう結構ですと申し上げるのを忘れていました。もう終わりましたから。済みません。大変失礼しました。

あとわずかの時間でございますが、私たち日本維新の会は、大阪市の問題、大阪府市の問題は、今回の住民投票で一旦、大都市法に基づくチャレンジは、否決をされたので終了ということでございますが、先ほど申し上げたように、課題は残つているわけです。

大阪の課題だけじゃないですね。全国の政令市が、名古屋と愛知、新潟と新潟、いろいろなところで、そういう二重行政でもめているという話題は、報道、新聞紙上を見ていると、もう話題に事欠きません。

だから、私は、ぜひ、先ほど大臣が御答弁いたいたように、日本が成長していくために、日本という国が少子高齢化の厳しい味をしっかりと乗り越えて、日本がこれからも経済成長を果たし、アメリカ对中国のアシアだと大変な国際環境の中で、しっかりと経済力を維持し、国力を維持し、そして国民の生活と仕事を守つていくということが、私たち国議員の最大の仕事だと思っております。そのためには、富を生み出す大都市、富を生み

出す大都市政策というのが成長戦略の肝であると思い、それはまさに、総務大臣がこれを所管をされておられるわけであります。

大阪の話ばかりしていると、維新の会はまだ大阪の地域政党といって笑われるんですが、今、私たちが党を挙げて精査をしているのは、関東です、関東。

皆様御承知のとおり、例えば、東京で、一都三県五政令市と言いますね。言いませんか、関東の方々。言いますよね。九都県市と言いますね。九都県市、九つの都、三つの県、五つの政令市。

関東には九人の知事級の権力者がひしめいているわけです。  
では、なぜ大阪みたいなにんかにならないのかといえば、東京都知事がスーパーパワーだからです。だから、東京都知事が行く方から、隣の、例えばさいたま市だけ、いや、俺はこっちだと、なかなか言えないですよ。だから、やはりスーパーパワーが真ん中に控えているから、九都県市はある程度秩序を保ちながら、東京圏、関東の経済がそれなりに整理されながら回っている、こう思います。

ただ、結果的には何とかうまくいっているんだけれども、では民主主義が機能しているかといえば、民主主義ですよ。日本は三層構造ですよね、基礎自治体、広域自治体、国、三つあります。その広域行政の部分について、埼玉県民の方、千葉県民の方が、じゃ、大東京圏、グレーター東京がどっちの方向に行くべきか、投票できないんです。

よ、今、埼玉県知事とか千葉県知事に投票して、彼らが何かどこかで、会議で打合せしているといふことなんです。

○足立委員 ありがとうございました。

最後の質問者ということで、まず、郵便法について質問させていただきたいと思います。

郵便制度は、もう御承知のとおり、明治四年、一八七一年に創設されましたので、来年百五十周年を迎えるということあります。一円切手で有名な前島密さんが創設して、ずっとこの郵便制度、日本社会の中に定着して、日本社会の本当に重要な社会的インフラとして、私たちのやはり国

化法案という、私が今内々に構思している法令をもってすればできると勝手に思つていてるんです

が、大臣は、こういう、関東についても課題があつて、解決が必要という私の主張についてどう思われるか。ちょっと、きょうの最後ですから、できれば温かいコメントをいただければと思います。

○武田国務大臣 いい御指摘だと思いますけれども。

先般、我々も、九都県市の中、合同防災訓練に出でました。広域的な観点から、近隣の都県が協調して行政課題に対応する姿を見て、これはいいことだなと思いましたし、また、中身については、その首長さんたちで構成される九都県市首脳会議というのがあるみたいで、この場でいろいろな行政課題については協議されておるということです。

御指摘の広域行政の一元化については、このあたり方については、我が国の統治機関のあり方にもかかわってくるものであり、国民的な議論が必要となってくるものと考えております。

○足立委員 ありがとうございます。

最後までおつき合いいただきまして、ありがとうございました。終わります。

○石田委員長 次に、井上一徳君。

○井上(一)委員 井上一徳です。

最後の質問者ということで、まず、郵便法について質問させていただきたいと思います。

郵便制度は、もう御承知のとおり、明治四年、

一八七一年に創設されましたので、来年百五十周年を迎えるということあります。一円切手で有

効度、日本社会の中に定着して、日本社会の本当に重要な社会的インフラとして、私たちのやはり国

の宝だというふうに思つていてます。

私の友人、知人にも郵便局に勤めている者は当

然おりますし、それから、先輩方でも、郵便局で勤務をして、大変誇りを持って退職されたという方も多くおられます。

私は、この百五十年を迎えるに当たつて、大臣、今まで郵便局で勤められた方々、それから、今も日夜黙々と、本当に雨の中、風の中、雪の中、ひたむきに黙々と頑張つておられる方々、今までおられるわけでです。そういう働いている方々に対する気持ちも込めて、来年百五十年を迎えるわけです。

○武田国務大臣 これは、我が国の先人が残してくれた、また、現代の方々が引き継いだ、とうとうかけがえのない財産であろうかと思つております。

○武田国務大臣 これは、私が今内々に構思している法令をもってすればできると勝手に思つていてるんです。

私は、この百五十年を迎えるに当たつて、大臣、今まで郵便局で勤められた方々、それから、

方も多いおられます。

いるんです。

郵便創業以来、長い歴史の中で構築され、また維持されたもので、いわば国民にとっての財産である。少子高齢化、人口減少が進展し、地方では金融機関をはじめ店舗の廃止、撤退が進む中でも、郵便局は住民の身近な窓口機関として、また、地域の生活を支える安心・安全の拠点として、益々その存在意義が高まるものと考えられる。

郵政事業が民営化され、郵便局及びそのネットワークは、日本郵便にとって収益を確保するための重要な経営基盤であり、日本郵便として、その一層の活用を経営の最重要課題の一つとして捉えていく必要がある。

まあ、ネットワークの重要性を言つてはいるのですが、そこで、きょうは増田社長に来ていただきおまじして、増田社長は、東京一極集中是正、地方創生、そういう分野でも非常に知見のある方で

これから、私は、もっともと東京一極集中的是正と地方創生を国を挙げてやつていかなければならぬというふうに思つてゐるんですが、ます現状として、やはり、地方どんどん人口が減つてきてる。そういう中で、郵便局に対する信頼感というのが、住民にとつても非常に大きいものがある。だから、このネットワークは絶対に守つていかないといけないと思ってるんですけど、地元でいろいろ聞いてみると、やはり、高齢化が進んできて、事業承継がなかなか難しくなつてゐるんだというような話も聞きます。そういうような事業承継の問題も含めて、このネットワークをどうやって維持していくのか、ちょっとと社長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○増田参考人 お答え申し上げます。

日本郵政そして日本郵便が、関係法令によりまして、郵便、そして貯金・保険、この窓口業務として、ユニバーサルサービスを郵便局で一体的に

かつあまねく全国において公平に利用できるよう

にしなければならない、このようにされておりませんで、民営化以降、局数の大きな変動はございませんで、約二万四千局の郵便局ネットワークを維持してきたところでございます。

こうした郵便局ネットワークは、日本郵政グ

ループとお客様との大切な接点であるだけでなく

て、当グルーブの最も根幹をなす資産でございます。

そして、先週でござりますが、十一月十三日、

次期の中期経営計画の基本的な考え方、これは来年以降でございますが、そちらの基本的な考え方を

公表させていただきましたが、その中におきましても、少子高齢化、過疎化が進む地域社会における貴重なリアルネットワークとしての郵便局が、郵便・物流、貯金、生命保険などの生活基礎サービスに加えて、地域ニーズに応じた多種多様なサービスを提供していくことにより、地域社会が抱える各種課題の解決に貢献していく、このよ

うに記載をさせていただきました。

私どもも、今後更にこうした考え方をきちんと煮詰めて、来年以降の中期経営計画を発表し、そうした考え方でこのネットワークを使つていきたい、このように考えております。

○井上(一)委員 ゼひ、事業承継も含めて、ネットワークを維持するための方策について検討していただきたいと思います。

日本の郵便に対する評価ということで、こうい

けれども、これからインフラ輸出、そういうの

に絶対活用したらいんじやないかなというふうに思つています。

それで、先ほど、郵便業務発展総合指数で第三位になつたわけですから、第一位がスイスで、第二位がフランスだったということになります。

それで、先ほど社長も言つておられましたけれ

ども、これからこれを維持していくためにもいろんな検討をしていく必要がある、このように考

えております。

そこで、一つの参考事例として、このJP労組海外郵便事業事情調査報告、これは資料でおつけしていま

すけれども、フランスの例ですね。フランスは、「高齢時代を迎えたフランス社会では、長く

自宅で過ごす者に合わせた身近なサービスが求められる」ということで、「顧客のところを毎日回り、信頼できる存在である郵便配達員を基本的に事務戦略を構築」ということで、郵便局の職員が郵便を配達するだけではなくて地域社会に貢献するために、ほかにもいろいろな貢献があるのでな

いか。

ここでは、郵便外務員を四つのレベルに分け

て、郵便配達員の多機能化を進めている。レベル

ワンが、通常の業務をこなして多少の新規業務を行ふ職員。それから、見守りサービスをする。それから、自宅にパソコンを取り付けたり、そういった高齢者に補助をする職員。それから、エキ

スペート型郵便配達員としては、税務手続を手伝うことができる職員。こういったことで、郵便局職員に地域貢献のためにいろいろ貢献してもらお

うんだというふうな考え方があるわけですが、この

ういう取組を今されているか、御説明いただきたい

うと思います。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

二〇一七年十月から、ひとり暮らしの御高齢者を見守り、高齢者と御家族をつなぐことを目的といたしました郵便局の見守りサービスというものを全国の郵便局で御提供しているところでござい

ます。

また、地方公共団体におきましても、行政サー

ビスとしてこの見守りサービスを御利用いただき

ているといった例もございます。現在、この見守

りサービスを御利用いただいている地方公共団体

けれども、これからのインフラ輸出、そういうのを絶対活用したらいんじやないかなというふうに思つています。

それで、先ほど、郵便業務発展総合指数で第三位になつたわけですから、第一位がスイスで、第二位がフランスだったということになります。

それで、先ほど社長も言つておられましたけれども、これからこれを維持していくためにもいろんな検討をしていく必要がある、このように考え

ております。

そこで、一つの参考事例として、このJP労組海外郵便事業事情調査報告、これは資料でおつけしていま

すけれども、フランスの例ですね。フランスは、「高齢時代を迎えたフランス社会では、長く

自宅で過ごす者に合わせた身近なサービスが求められる」ということで、「顧客のところを毎日回り、信頼できる存在である郵便配達員を基本的に事務戦略を構築」ということで、郵便局の職員が郵便を配達するだけではなくて地域社会に貢献するために、ほかにもいろいろな貢献があるのでな

いか。

ここでは、郵便外務員を四つのレベルに分け

て、郵便配達員の多機能化を進めている。レベル

ワンが、通常の業務をこなして多少の新規業務を行ふ職員。それから、見守りサービスをする。それから、自宅にパソコンを取り付けたり、そう

いった高齢者に補助をする職員。それから、エキ

スペート型郵便配達員としては、税務手続を手伝

うことができる職員。こういったことで、郵便局職員に地域貢献のためにいろいろ貢献してもらお

うんだというふうな考え方があるわけですが、この

ういう取組を今されているか、御説明いただきたい

うと思います。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

二〇一七年十月から、ひとり暮らしの御高齢者を見守り、高齢者と御家族をつなぐことを目的といたしました郵便局の見守りサービスというものを全国の郵便局で御提供しているところでござい

ます。

また、地方公共団体におきましても、行政サー

ビスとしてこの見守りサービスを御利用いただき

ているといった例もございます。現在、この見守

りサービスを御利用いただいている地方公共団体

いております。このうち、見守りサービスにつきましては、二〇一七年の五月からフランス全土でサービスが開始されていると聞いているところでございます。

また、この見守りサービスの主な内容としましては三つございます。訪問サービスとして利用者宅に訪問、生活状況等について質問し、回答内容を携帯端末に入力する。そして、その状況をスマートフォンで離れて暮らす御家族に御連絡する

といつたもの。また、緊急時の電話対応。それから、修繕のあっせん。これは、電気機器、水道設備等の修繕について事業者を手配するというものですけれども、フランスの例ですね。フランスは、「高齢時代を迎えたフランス社会では、長く

自宅で過ごす者に合わせた身近なサービスが求められる」ということで、「顧客のところを毎日回り、信頼できる存在である郵便配達員を基本的に事務戦略を構築」ということで、郵便局の職員が郵便を配達するだけではなくて地域社会に貢献するために、ほかにもいろいろな貢献があるのでな

いか。

ここでは、郵便外務員を四つのレベルに分け

て、郵便配達員の多機能化を進めている。レベル

ワンが、通常の業務をこなして多少の新規業務を行ふ職員。それから、見守りサービスをする。それから、自宅にパソコンを取り付けたり、そう

いった高齢者に補助をする職員。それから、エキ

スペート型郵便配達員としては、税務手続を手伝

うことができる職員。こういったことで、郵便局職員に地域貢献のためにいろいろ貢献してもらお

うんだというふうな考え方があるわけですが、この

ういう取組を今されているか、御説明いただきたい

うと思います。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

二〇一七年十月から、ひとり暮らしの御高齢者を見守り、高齢者と御家族をつなぐことを目的といたしました郵便局の見守りサービスというものを全国の郵便局で御提供しているところでござい

ます。

また、地方公共団体におきましても、行政サー

ビスとしてこの見守りサービスを御利用いただき

ているといった例もございます。現在、この見守

りサービスを御利用いただいている地方公共団体

数は、全国で二十二団体ございます。また、住民票の写し等の地方公共団体が発行する証明書の交付事務、これについては、百六十三団体から受託いたしまして、五百八十三団体で取り扱っているところでございます。そのほか、プレミアムつき商品券販売など、地方公共団体からの各種窓口事務を受託いたしまして、百八十八団体から、四千七百六十六局において取り扱っているところでございます。

日本郵政グループといたしましては、先ほど社長の増田からも御紹介いたしましたけれども、先般公表いたしました次期中期経営計画の基本的考え方におきまして、地域ニーズに応じた多種多様なサービスを提供していくことにより、地域社会が抱える各種課題の解決に貢献していくうたつております。地方公共団体との連携を通じまして、住民サービスの維持向上や郵便局の利便性の向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○井上(一)委員 私は、このラ・ポストの参考事例を見ていて、こういうのもできないかな?と思つたんですけれども、例えば、今、マイナンバーカードの普及、これをやろうとしていて、現時点ではマイナンバーカードの取得をしている人が二千百万人で、人口比でいうと一六・八%にとどまっている。やはり高齢の方にとってみると、なかなか手続するのが大変だというのがあるので、こういったマイナンバーカードの取得に郵便局の人も手伝いをしてあげるというようなことも考えられないかと思うんですが、そういうアයデアについてはどうでしょうか。

○米澤参考人 お答え申し上げます。

当社では、従来よりマイナンバーカードの普及促進に積極的に御協力申し上げているところでございます。

例えば、お客様みずからがマイナンバーカードを利用して各種公的証明書を御取得できますキオスク端末というものを二〇一七年十月より順次設置し、現在、五十七局に拡大しているところでございます。

また、二〇一七年十一月以降、地方公共団体からの御依頼を受けまして、マイナンバーカードの申請が可能な端末、マイナポータル用端末を郵便局に設置をしているところでございます。

更に加えまして、本年七月から、マイナボイントを付与するためのマイキーリ設定用端末を全国約二万局に設置いたしまして、マイナンバーカードの利便性向上にも貢献しているところでございます。

○井上(一)委員 今後とも、政府や地方公共団体と連携し、この件については積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次は、業務の効率化ということで、この間御説明を聞いたときに、いろいろドローンを活用して配達ができるのかというのも今取り組んでいるといふことでした。これからどんどんと人口が減つてきて、それから、山間部でやはり高齢者の方が多くなっている。そういうときに、やはりドローンを使って配達するというのは一つの考え方じゃないかと思うんですが、他方でいろいろな課題もあるというふうに聞いております。

今、このドローンについて、どういうような取組をされ、どんな課題があるのか、御説明いただきたく思います。

○井上(一)委員 郵便局の職員の人手不足、こう

いうことで今まで議論されているわけですけれども、やはり一番大事なのは、郵便局の職員の処遇をどう確保していくかということだとと思うんですね。

ちょっと資料の二を見ていただきたいんですけど、正社員の平均賃金といふことで、民間企業の賃金、これは二〇一七年度を見ていたしま

すと三十一万八千円、月額ですね。他方で、日本郵便は三十万四千円。民間企業は年々上がっていますにもかかわらず、日本郵便は下がって

いついているわけですね。

あと、経営指標を見ると、配当性向、利益を得た中でどれだけ配当に回しているかという数字ですが、それを見ると、二〇一八年が四九・四%、二〇一九年が七五・八%、二〇二〇年が五九・

四。通常、配当性向、普通の企業だと、一般的には三〇%ぐらいが大体平均値だということですが、要は、日本郵便の場合は、配当に回している

率がほかの産業に比べて多いということです。そつちの配当に回す分というのも当然あるんで

ございます。

○増田参考人 お答え申し上げます。

賃金の考え方いかん、こういうお尋ねでございましたが、まず、人力依存度の高い郵政事業において、社員は事業活動を行う上での源泉でございまして、社員の能力を最大限引き出すために、社員の労働条件の改善は非常に重要なことになります。このように認識をいたしております。

社員の給与等水準につきましては、毎年の春闘を通じて順次改善を行つてきておりまして、日本郵便の正社員の平均年収でございますが、二〇一九年度で約六百二十二万円、これは、先ほど委員お示しのものは月ごとのということでございますが、二〇一九年度で約六百二十二万円。この数値につきましては、同業他社と比較しても遜色のない水準と認識をしてございます。

そして、今後とも、会社の経営状況等を踏まえることになりますけれども、各種労働条件の改善にはしっかりと取り組んでまいりたい、このようになっております。

○井上(一)委員 知人とかに聞くと、給料も全然上がらないし、本当、モチベーションが上がらないと言ふんですね。

私、モチベーションが上がらないところで働いていても、組織全体が活気が出でこないと思う

です。組織全体が活力あふれるような組織にするためにも、やはり待遇の改善というのにはぜひ取り組んでいただきたいと思うんですが、大臣、何か

一言いただけないでしょうか。

○武田国務大臣 やはりマンパワーが必要とされ

る業界でありますので、いい人材が意欲とやりがいを持つて働く環境をしっかりと労使間で協議をしながらつくり上げていただきたい、このように考えております。

○井上(一)委員 経営陣の方も、賃金というか待遇の改善、これについては、やはり人が財産ですから、ぜひ今まで以上に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に郵便投票。

郵便投票、この間の委員会でもアメリカの郵便投票が議論になりましたが、私は、これから高齢化が進んでいき、さらに、地域によっては投票所も減つてくるというような状況の中で、郵便投票はやはり真剣に考えてもらいいのではないかというふうに思います。

この間の議論の中では、郵便投票を日本でも一回導入したことはあったんだけれども、不公正なことが起つて、それ以来、郵便投票は余り積極的には進めてこなかつた、今は重度の障害者に限つて郵便投票を認めているということでありました。が、イギリスとか、それからドイツ、これは郵便投票をもつと積極的に活用していられるということですので、私は、やはり日本もこれからは、コロナ禍というような状況もありますし、郵便投票をもつと積極的に活用していられた方がいいのではないかと思うんです。まず、イギリス、ドイツ、どういうような郵便投票の現状になつては、御説明いただきたいと思います。

○森政府参考人 お答え申し上げます。  
イギリスやドイツの郵便投票につきまして、これは二〇一七年の国立国会図書館の資料によりますけれども、イギリスでは、郵便投票はかつては一定の要件を満たす方のみに認められておりましたが、現在は、北アイルランドの地域以外では理由を問わずに、北アイルランド地域では一定の条件のもとですが、郵便投票が認められております。

また、ドイツでは、かつては、身体の障害などにより投票日に投票所で投票できないなどの理由

のある者に限つて認められていたところでございましたが、現在では、御指摘のとおり、理由を問わずに郵便投票が認められているものと承知をしております。

○井上(一)委員 イギリスとかドイツの状況を見て、やはり郵便投票を積極的に活用しているという事例があるわけですから、私は、もつと日本も、今のような重度の障害者に限つてのではなく、一般的にもっとと拡大していつた方がいいとは思うんですが、拡大することに当たつて、やはりさまざまな課題も当然あると思うんです。

○森政府参考人 お答え申し上げます。  
御指摘いただきましたとおり、我が国の郵便投票制度、これは、疾病等のため歩行が著しく困難な方の投票機会を確保するために昭和二十二年に導入されたものですが、不正の横行、こういったことを背景に、昭和二十七年に一旦廃止がされたものでございます。

その後、昭和四十九年に、身体障害者手帳における一定以上の重度障害者の方等に限定した上で再び導入をされ、さらに、介護保険の導入後、平成十五年に、これは議員立法によりまして、投票所まで行くことができない方と判断される実態にござります介護保険の要介護五の方を対象に加えるといった改正がなされて、現在に至つておるところでございます。

したがいまして、こうしたこれまでの郵便投票の改正の経緯だと、また、不正の防止の仕方をどういうふうに担保していくのかとか、こういったあたりを十分に御議論いただきながら進めていく必要があるものと考えております。

○井上(一)委員 今は、重度の障害者、それから要介護五、基本的には寝たきりの人ですね、そういう人に限られているわけですが、総務省の提言の中でも、要介護四とか要介護三の人にも拡大したいのではないかというような議論もありま

す。それは、郵便法についてはもうここまで終わりたいと思います。ちょっと残りの時間で、新型コロナウイルスについて質問させていただきたいと思います。今もう、報道では第三波が来たというふうに言われておりますし、感染者の数もかなりふえています。それで、まず一つ目の質問として、雇用調整助成金。これは一月以降も継続するというような報道はありますけれども、特例で今やられている一万五千円の上限とか、それから十分の十の助成率を引き下げる、こういうことも検討されていると

いうふうに聞いています。やはり今のコロナの状況を考えると、この特例は引き続き維持すべきだというふうに思うんです。が、今どんな検討状況でしょうか。○達谷窟政府参考人 お答え申し上げます。  
雇用調整助成金の特例についてでございますが、本年十二月まで延長しているところでございます。

この特例措置は十二月まで延長する旨を八月においてお示しましたが、その際に、感染防止策と社会経済活動の両立の観点から、休業者数や失業者数が急増するなど雇用情勢が大きく悪化しない限り、通常制度に向けて段階的に戻していくことをいたしましたところでございます。

産業界等からは特例措置の延長を求める声を多くお聞きしてございますが、一方で、働く方々のモチベーションの問題など、特例措置を長く続けることの副作用について懸念する御意見もあると承知しているところでございます。

○井上(一)委員 今は、重度の障害者、それから

るという視点も重要であると考えてございます。それで、やはりこの郵便投票については、もつと幅広く使うということとも含めて議論していく必要があるのではないかというふうに思つております。

○井上(一)委員 やはり、ぜひ、これは強く、今この特例措置を継続していただきたいと思います。与党でもそういう提言が出ているというふうに聞いていますので、厚労省としては、ぜひこれは特例を延長するということで、財務省との調整はあると思いますけれども、しつかりやつていただきたいと思います。

それから次は、持続化給付金。今まで持続化給付金で随分助かったという方はおられますけれども、やはりこの新型コロナの第三波の状況、今の状況を踏まえると、心配される方は本当に多くて、もしもう一回休業しなければならない、店を閉めなければならぬ状況が来たら、もう店を畳まないといけないんじやないかというふうに、本当に皆さん真剣に悩まれています。

そういうたどりに、やはり政府として、持続化給付金の第二弾を用意して今検討しているんだと、そういうメッセージを出すだけでも、前向きな明るい希望が出てくると思うんですね。持続化給付金の第二弾の検討、これはぜひやつていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○飯田政府参考人 持続化給付金の二回目の給付についてのお尋ねでございます。お答えいたしましたが、持続化給付金の第二弾の検討、これはぜひやつていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

持続化給付金は、御承知のとおり、とりわけ厳しい経営状況にある事業者の皆様の事業継続を支援するという観点から、使途に制限のない現金を給付するという、前例のない思い切った対策でございます。

これまでも、その給付に当たりましては、累次にわかつて必要な予算額を措置してきました。それから、加えて、家賃については家賃支援給付金でございますとか、それから実質無利子無担保などの資金繰り支援、こんなことも行つております。

こうした形で、事業者の皆様が置かれております状況に応じて多層的な対策を講じてきております。まずは現行の対策を活用いただきたいと考えておりますけれども、今後につきましては、引き続き、内外における感染症の状況、あるいは経済の動向を注意深く見きわめてまいりたいと思っております。

○井上(一)委員 今時点では本当に何とか耐え忍んでいるという方が多いと思うので、この持続化給付金の第二弾、政府として真剣に取り組んでいただきたいと思いますし、ちょっと技術的にはうんできれども、今、いろいろな方がこの持続化給付金で申請して、大分広く認めてもらっているというふうに思います。NPOもそうです。

一つ、私、地元で聞かれて、有限責任事業組合、LJLPと呼ばれるやつですけれども、これは組合であつて法人ではないんですけども、これについても持続化給付金の対象にしてもらえないだろうかという強い要望があるんですが、これはいかがでしょうか。

○飯田政府参考人 お答えいたします。

持続化給付金でございますけれども、先ほど申し上げましたように、事業の継続を下支えをして再起の糧とするということを目的として現金を給付するということでございますので、給付後も安定的に事業を継続していくいただくことが大事だと思っております。

こうした観点から、今御指摘ありました有限責任事業組合、LJLPでございますけれども、有限責任事業組合契約に関する法律に規定されております、出資者の有限責任に基づいて、参加する組合員の方々がその個性や能力を發揮しながら共同

事業を行なうための組織形態だというふうに承知しております。

これは、組合としての税務申告や法人番号もございません。その売上げですか利益は、スルーして構成員に帰属するという形になります。したがいまして、私ども、組合自体を持続化給付金の対象とするというのは難しいのではないかというふうに考えてございます。

他方で、この利益の分配などを受けます構成者、組合の構成員御自身は、これは事業者として持続化給付金の要件を満たすということであれば、組合員の方々は給付の対象として御申請いただくことが可能だということに考えております。

○井上(一)委員 ゼひ、第二弾の持続化給付金を検討する際に、あわせて、その対象範囲についても、拡大ということで検討していただければとうふうに思います。

では、最後の質問としたいと思います。

今このような状況を受けて、特に中小企業に対する金融支援、これまでもずっと、本当に、中小企業の皆さん、手厚くやつていただいたというふうに思つております。

ただ、先ほど申し上げましたように、今まで何とかしあげてきたんだけれども、今度もう一回第三波みたいなのが来たときに自分の事業がやつてないけるんだろうかというような方がおられます。多くおられます。そういう方が、年を本当に越せるんだろうかという方もおられますので、ぜひ、一回借りたんだけれども、更にもう一回借りたいというときに、それについてもぜひ温かく支援していただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○飯田政府参考人 お答えいたします。

新型コロナという本当に未曾有の事態ですので、中小企業の皆さんがやはり倒産とか廃業とか本当にしなくて済むように、今まで本当に政府は手厚く支援されてきたと思ってます。その支援をここで途切れさせるのではなくて、更に踏み込んで、もっとやるというようなメッセージを出すことによって希望が湧きますから、ぜひそういうような検討をしていただきたいといふことを願つて、質問を終わりたいと思いま

す。木村弥生君。

○石田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○木村(弥)委員 自由民主党の木村弥生です。私は、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表し、ただいま議題となりました郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。

これから更に財務状況が悪化する中小企業に対する、資本性劣後ローンなどの資本増強策といふものも講じております。さらなる活用に向けて、周知あるいは金融機関への働きかけを続けてまいりたいというふうに思つております。

また、年末に向けて一層の資金需要が見込まれるとしてございます。私どもの、全国に設置している相談窓口、これは商工会、商工会議所、あるいは中央会、公庫、信用保証協会、こういったところに経営相談窓口がございます。こうしたところで、中小企業の皆様が直面している状況につきまして丁寧に伺つてまいりたいというふうに思つております。

その上で、引き続き関係省庁とも連携して、資金繰りに万全を期してまいりたいというふうに考えてございます。

○井上(一)委員 新型コロナという本当に未曾有の事態ですので、中小企業の皆さんがやはり倒産とか廃業とか本当にしなくて済むように、今まで本当に政府は手厚く支援されてきたと思ってます。その支援をここで途切れさせるのではなくて、更に踏み込んで、もっとやるというような業務を担当している約八千七百人のうち、約六四%に当たるおよそ五千六百人が、昼間の時間帯における郵便物の区分業務や荷物の処理に再配置が可能となるものです。

さらに、本法案においては、郵便区内特別郵便物の範囲拡大が盛り込まれております。

本法案は、SNSや電子商取引等のデジタル化の進展などの社会環境の変化、郵便に対する国民、利用者のニーズの変化等を踏まえ、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を維持し、国民、利用者の利便を確保するために必要な措置であり、急増する荷物の配達ニーズに対応できるようになるものです。

本法案は、郵便事業に携わる方々の労働環境の改善、生活の質の向上といった働き方改革に資す

るものであり、人材確保にとって重要なことがあります。速やかに成立させるべきであります。以上申し上げまして、私からの討論といたしました。ありがとうございました。(拍手)

○石田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○石田委員長 これより採決に入ります。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○石田委員長 起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○石田委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、橋慶一郎君外五名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・社民・無所属、公明党、日本共産党、日本維新の会・無所属の会及び国民民主党・無所属クラブの六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。岡島一正君。

○岡島委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。  
一 郵政が民営化して十三年が経過したこともあり、郵政民営化の進捗状況等について総合的に検証すること。  
二 郵便サービスの水準を変更するに当たって

は、日本郵便株式会社等と連携し、利用者に対する適切な周知を図るとともに、サービス提供に混乱が生じることがないよう指導監督を行うこと。

三 日本郵便株式会社が将来にわたり、郵便サービスを維持し、全国あまねく安定的にユ

ニバーサルサービスを提供する責務を果たすことができるよう、必要な措置を講ずること。

四 日本郵便株式会社が、非正規雇用を含むすべての社員を大切にし、長時間労働を招くことがないようにすることとともに、出来る限り深夜労働を減らすことができるよう、指導監督を行うこと。また、働き方改革関連法の趣旨に則り、雇用を維持し、処遇や労働条件の改善を図り、同一労働同一賃金を具現化するよう指導監督を行うこと。

五 日本郵政グループが、かんぽ生命保険の保険商品に係る不適切契約問題等によって損なわれた国民の信頼を回復するとともに、再発防止策の確かな推進と経営の健全化を早期に実現するよう指導監督を行うこと。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

(拍手)  
(賛成者起立)  
○石田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めていたた

けです。(拍手)  
(賛成者起立)  
○石田委員長 起立總員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりま

すので、これを許します。武田総務大臣。

○武田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○石田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○石田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十七分散会





令和二年十二月四日印刷

令和二年十二月七日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K